

第五十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十一号

昭和四十三年三月二十六日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 小峯 柳多君

理事 天野 公義君 理事 宇野 宗佑君

理事 嶋田 宗一君 理事 島村 一郎君

理事 中川 俊思君 理事 堀 昌雄君

理事 玉置 一徳君

内田 常雄君 遠藤 三郎君

小笠 公昭君 大橋 武夫君

岡本 茂君 海部 俊樹君

佐藤 孝行君 櫻内 義雄君

始関 伊平君 塩谷 一夫君

菅波 茂君 田中 榮一君

橋口 隆君 武藤 嘉文君

岡田 利春君 佐野 進君

多賀谷眞穂君 橋 兼次郎君

千葉 佳男君 古川 喜一君

塚本 三郎君 吉田 泰造君

岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

公正取引委員会 柿沼幸一郎君

事務局長 倉成 正君

大蔵省証券局長 広瀬 駿二君

通商産業政務次官 藤井 勝志君

通商産業省貿易 振興局長 原田 明君

中小企業庁長官 乙竹 虔三君

委員外の出席者

参考人 江沢 省三君

(東京中小企業 投資育成株式会 社社長)

専門員 椎野 幸雄君

三月二十六日

委員田中六助君、丹羽久章君、橋口隆君、中谷鉄也君及び永井勝次郎君辞任につき、その補欠として菅波茂君、佐藤孝行君、長谷川四郎君、佐々木更三君及び赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐藤孝行君、菅波茂君、長谷川四郎君、赤路友藏君及び佐々木更三君辞任につき、その補欠として丹羽久章君、田中六助君、橋口隆君、永井勝次郎君及び中谷鉄也君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案(内閣提出第九六号)

同日

化粧品の新販契約制度に関する請願(山下元利君紹介)(第二九九三三号)

同(加藤常太郎君外一名紹介)(第二九九四号)

同(野呂恭一君外一名紹介)(第二九九五号)

同(小沢佐重喜君紹介)(第三〇一〇号)

同(菅波茂君紹介)(第三〇一一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六六号)

○小峯委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、前回に引き続き参考人として東京中小企業投資育成株式会社社長江沢省三君が出席されております。

参考人におかれましては、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

厚く御礼を申し上げます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、この前の堀委員の質問に引き続きまして、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案について質問を続けていきたいと思ひます。この提案理由の説明に沿って質問を続けていきたいと思ひます。

この中で一番先に「資本取引の自由化、発展途上国製品の進出あるいは労働力需給の逼迫等わが国の中小企業を取り巻く内外の環境にはきわめてきびしいものがあり、これに対処するため」にこの法案を出したので、こういう提案の説明です。そこで私は、この内外の経済環境という点について若干貿易振興局長、それから公取の事務局長に質問をしてみたいと思ひます。

まず、外のほうですが、ここに書いてあるような、いま私が読み上げたような外的な要因に加えて、いま一番問題になっておるのは、御承知のとおりドル不安、ポンド切り下げの不安、さらにそれに基づくアメリカの一連の対策の中で輸入課徴金制度をつくること、いわゆるわが国の貿易について非常にきびしい新しい条件が出てきたと思うのです。したがって、そういう新しい条件について、いま政府は、それぞれ具体的な手を打ちつつあるし、また各界において、それに対応する措置を講じつつあるわけですが、いま課徴金の問題は必至の情勢にある、こういうようにいわれてお

るわけです。したがって、この前参考人がお見えになってお話しになったように、課徴金制度がもし創設されるような場合には、国内におけるその取り組みについて幾つかの提案をしておられるわけですが、こういう問題について、貿易局長は、創設されたということを前提としての対策をいま考えておるかどうか、この点についてひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 先生御指摘のとおり、内外の情勢、特に海外におきましては、ドル不安、課徴金の問題をめぐりまして、わが国の輸出にきびしい環境があらわれてまいっております。特に課徴金の問題につきましては、まだはっきりアメリカがこれを実施することに踏み切るかどうかという見通しはついていない状況でございます。しかしながら、もしこれが課せられるというような状態が起りますと、わが国の輸出がかなりの打撃を受けるということには必至と存ぜられますので、この対策をもちろん検討いたしているわけでございまして、具体的にアメリカがもし課徴金に踏み切ります場合に、課徴金だけでいくのか、戻し税を併用するのか、あるいはまた課徴金にいたします場合にも、その率を、巷間伝えられております五%ないし三%にとどめるのか、あるいはもうちょっと高めてくるのだろうか、それからまた発展途上国を除くものではないかといわれておりますが、はたして除外をするのかどうか、それからまた除外をいたします場合に、国という名前前で除外するのでなく、品目で除外をするということにするのかどうかというふうな点によりまして影響が非常に違ってくるというふうに考えております。したがって、現在の段階におきましては、まだヨーロッパ諸国の出方その他もきわめて微妙でございますし、課徴金を防止するということにしばらくして対策を講じております。しか

し、もし課せられなかった場合には、やはりわが国の輸出がこれを超えて出ていけるような対策をとる必要があるのではないかとこのように考えております。つまり日本の貿易構造その他から見まして、向こうが制限をしたからこちらも制限をするという形ではございませんで、できるならば、向こうが輸入防壁を設けても、それを乗り越えて輸出を拡大していくという方策のほうが望ましいのではないかとこのように、そのための具体的方策として考えられますようないろいろな事柄について、アメリカの出口を見て臨機応変に手が打てるようにということを検討いたしている次第でございます。

○佐野(進)委員 アメリカが課徴金制度を設けるという事は、自国のドルを防衛するという事と、国際収支をよくしようという事、だから、アメリカが自国の経済を安定、発展させるための措置であるから、アメリカの利益という事を前提に考えておることはもう当然だと思ふのです。したがって、そういう中からくる対策というものに対して、われわれが安易な形の中でこれを理解して取り組むということであつて、なかなかその都合のいいような方向で問題の処理をはかることはできないのじゃないか、こう思ふのです。いま局長は、アメリカが障壁を設けたならば、その障壁を乗り越えるだけの国内における体制を強化する、それが第一だ、もちろん課徴金制度をなくするということに対して努力するが、設けられてもそういう対策を当然考えるべきだという。これは、もうそうしなければならぬと思ふのですが、しかし、それには、それにふさわしい対策というものも、もういまの段階で、特に、課徴金が設けられる設けられざるにかかわらず、低関税国、いわゆる発展途上国の製品の進出その他もろもろの情勢からするならば、当然立てておかねばならぬという時期だと思ふのです。したがって、そういうことについて、いまのような程度のお答えでは、たいへん時期的に何かおくれをとるのではなにか、こういう点が強く感ぜられるわけです。

そこで、私は、それに関連してお聞きしたいのですが、アメリカは、みずから輸入課徴金を設け、いわゆる輸入障壁を高くするとともに、輸出振興をはかる、そうしてみずからのドルを防衛する、こう言つておるのです。アメリカが輸出振興をはかるということは、必然的に、日本をはじめE.E.C.諸国あるいは低関税国等に対して、いわゆる日本の競争場裏に対して積極的な手を打つてくるということになる。みずから障壁を高くするとともに、みずからが外国へ進出しよう、こういうことですから、そうした場合、E.E.C.諸国あるいはイギリスをはじめカナダ等は、それぞれ具体的な対策を立てておる。日本は、ほとんどその対策が立っていないわけでしょう。片や、向こうは、障壁をつくる、そして輸入の壁を高くする、そういう形の中で、こつちは、それを乗り越える対策を立てるのだ、こう言いながら、逆にアメリカのほうは、外国に対して輸出振興をはかるのだということを政策の重要な柱にして、具体的にそれにより取り組みを開始しているのではありませんか。日本は、ここに書いてあるように、発展途上国の製品の進出あるいは資本の自由化という受身の一方、さらに、アメリカの強力な圧力を受けようとしておるときに、それに対してどういう対策を立てるのか。乗り越えていくのだというところではなくて、こつちのほうがかわされるのじゃないか。こういうことについて、どう対策を立てられますか。

○原田政府委員 まことに先御指摘のとおり、アメリカは、単に輸入制限という形で貿易の面における国際収支の改善をはかろうとしておるだけではないと、五年間に二億ドルの輸出振興予算を組む、また、最近では、さしあたり二百四十万ドルの輸出振興予算を要求するというようなことで、輸出に大きなドライブをかけようとしておるようでございます。アメリカの力は、産業によつては非常に強力でもございまして、第三国市場でわが国との競争が非常に激化する、また、その結果、わが国とアメリカとの競争だけではございませんで、

ヨーロッパ諸国も含めまして、いわゆる輸出競争が激化するという、御指摘のとおりになる傾向があると思ひます。したがって、私どもは、安易な輸出振興策ではとうていこれは乗り切れないということ、鋭意努力をしまいつておるわけでございますが、その第一番は、やはり輸出を担当いたします国内の産業、これの競争力なり体質が強化され、それからまた、輸出がしやすくなる環境というものができるということが一番先決であるというふうに考えている次第でございます。したがって、先般来、輸出会議を個々の産業ごとにすべて開催をいたしまして、輸出振興のための体制を築き上げて、そのために、各業界ごとの特殊性に應じまして、いかなる振興策をとることがいいかという御議論を願つて、業界として、輸出に道義的な責任を持つて振興に当たろうではないかという体制をつくり上げていたかどうかということをやっております。

しかしながら、こういう振興の体制というのは一日や二日ででき上がるというものではございせんので、あわせて、いわゆる輸出振興策、米國あたりもやろうとしておりますような輸出振興策を強力にこの際推進をすべきであるということ、現在までに実行されておりました金融、税制、保険及び予算という各種の面におきまして、これを強化拡大するということでもまいつておるわけでございます。

まず、金融面におきましては、公定歩合が上がりまして、輸出に關する金利だけは確実に据え置いていただく。したがって、輸出の金利と一般の金利との開きが大きくなりまして、それだけ相対的に輸出は有利になるという状態が起つておるわけでありまして、

また、資金量的にも不便を感じないようというところで、輸出に關する金融は別ワタにしまして、輸出に關する限りは、資金の量の面からも、いわゆる引き締め余波を受けて輸出が困難になるという事態が起らないようにということをお願いをして、

現在そのとおりに行つておるものと信じております。

それからまた、長期金融の面におきまして、輸出振興の資金の拡大、それから、金利引き上げの防止というような面に入つておるわけです。

また、最近、特に為替不安その他から取引の不安定、リスクというものが大きくなつておりますので、輸出保険におきまして、すでに前臨時国会におきまして補正予算で三十億円の追加をいたしまして、その面から、輸出業者が不安を感じないで輸出ができるようにという体制を整えることができたものと考えております。

なお、このほか、いわゆるジェットロその他の振興予算という面におきましても、それぞれ充分の予算の拡大というのを見ております。

これだけで十分である、これだけあればもう安易に世界のきびしい輸出情勢に対処して輸出ができるかと考えているわけではございせんが、しかし、先般御指摘のような状況でもございまして、輸出振興に一段と努力をしまつてまいりたいと思つておる次第でございます。

○佐野(進)委員 もう一点だけ聞いて次へ進みたいと思ふのですが、私は、いまお話しのような点で、きびしい外的条件に通産当局が取り組んでおるといふことについて、それだけ論議しても一時間や二時間費やしたつて終わらない内容があると思ふのですけれども、しかし、きよの法案審議の前提として一度聞いておきたいと思つて聞いておるわけですが、そうすると、今度の法案の提案理由の一つとして、資本の自由化をはじめ云々という説明があるのですが、資本の自由化はもう重要な問題だけれども、それ以上に、いま当面するアメリカ経済の影響を受けた日本経済、なかなかそれに基づく中小企業の影響というものが非常に深刻な状況を招くだろうというの、だけれども否定することのできない現実なんですね。だから、提案理由を説明した時期よりももっと深刻な段階になつておるわけですね。したがって、

て、そういう深刻な事態に対処するその通産当局の取り組みというものが、いまの説明程度では、私は、非常に弱い、不足している、こういうぐあいに感ぜざるを得ないわけです。

そこで、通産政務次官にお尋ねしますが、いまさっき私が質問しているごとく、いわゆる課徴金制度を初めとする一連のドル防衛策に基づいてアメリカの輸入に対する制限がきびしくなる。これは課徴金制度がつくられなくても、何かそういう現実には起きている問題がそのとおり通らなくても、きびしくなることは当然ですね。その反面、日本に対するアメリカの逆攻勢というか、輸出振興というそのあたりは、それは必然的に受けざるを得ないわけです。その受けざるを得ない段階の中における取り組みというのは、いわゆる資本自由化の影響云々というようなその提案の次元とまた違った意味における深刻さがあると思う。

だから一体どうするかということになれば、このアメリカの課徴金制度をはじめとする一連のドル防衛策に対して、日本経済を守り、その影響を受ける中小企業の利益を守るために、どういような報復措置とってはちょっとことばが適切でないかもしれないけれども、どういような対抗策を立てるのか。対内的な問題として、いわゆる国内における相手方のところとする措置については、いま貿易局長が、その障壁を乗り越えようという形の中において輸出業者に対して力をつけてやるのだというのを言われたわけです。しかし向こうから攻めてくることに對して、あるいは壁がどんどん高くなることに對して、何かやらなければしょうがないでしょう。アメリカが課徴金制度を創設しようとしても創設できない最大の理由は、E.E.C諸国の了解が得られないということでしょう。その中には日本の了解が得られないなんというところは一つもないわけですね。E.E.C諸国が了解してくれるならば、もう課徴金制度を創設するのだということになるでしょう。そうすると日本は、受ける被害は最も大きくして、相手からは相手にされないというような、きわめて弱い立場に立つた取り扱いしかされない。いわゆる近代

国家の一端をになつておるとか、近代国家になりつつあるなんていつも言っているそのことばと違つた、国際経済においてきわめて弱い取り扱いしかされていない。特にアメリカからされてない。そういう点について、一体何をやるのか、どうしたらいいのかということぐらひは、政府はもつと自然たる態度で取り組みを開始していただきたい。お願いするということだけではいかぬのではないかと思うのです。これは通産大臣がいれば、もつと食いつきたいのですが、政務次官ですば、そう食いついてもしょうがないから……。

○藤井政府委員 アメリカはE.E.Cの意向を中心にして、日本など大して意に介しておらない、しかもその日本が経済的な被害というの一番大きな問題ではないか、いま貿易局長が答えましたような問題では、かまへとしてきわめて遺憾である、不十分である、こういう御意見でございますが、これは、もともとアメリカが課徴金制度を考え出したというの、E.E.Cが国境税、こういふものをかけたというところから端を発しておる。したがって、相手はそういういきさつがございます。ただ、おっしゃるとおり、とばかりを受けるのは、日本の繊維、雑貨という中小企業が集中的に大きな被害を受けるというところは御説のとおりでございます。したがって、この問題は、その後、中小企業投資育成会社の提案理由の説明のくだりあたりとは違つて、国際経済情勢はきわめて深刻な場面に展開をしてきておること御指摘のとおりでありまして、私は率直に申し上げると、おそらくこれはもう皆さん同感だと思ひますが、国際経済は戦後最大の危機に直面しておる。このときにあたつて、それを乗り越えていくことで、先ほど貿易局長は、四十三年度予算編成にあつて政府の取り来たった貿易振興対策を御説明申し上げたわけでございます。御指摘のごとく、現時点から見れば、きわめてまだ不十分であるというおしかりを受けるのももつとだと思ふのであります。

わかれわかれとしては、さすればどのような具体的方法

途ありやということ、昨今苦慮いたしておる最中でございます。とりあえずは、先ほど局長から答弁いたしましたように、課徴金制度廃止一本にしまして最善の努力を尽くそうというかまへであります。

しかしながら内面的には、まだいま発表するとか、いかにへつぱり腰に見えて、条件闘争のようには見えますから、具体的なお話を申し上げることは、ちょっとこの場においては差し控えたいと思ひますけれども、積極的に乗り越えるようないろいろな案を検討しておる。アメリカと同じように課徴金的なものを取り除くことは、食糧とか原材料を輸入しておるアメリカと日本との関係において、これはプラスマイナス、マイナスが大きいという面、したがって積極的に輸出振興をやる場合、いろいろいま検討いたしておりますが、先ほど局長が話をいたしましたように、どの程度の課徴金を取るか、あるいはまた課徴金だけでいくか、戻し税的なものを含めるか、まだ向こうの出方がわかつておりませんので、いろいろなことを想定して現在内部で検討しておる。しかもこの問題は、一通産省だけの問題で片づくわけではございません。大蔵省を含め政府ぐるみで問題解決に当たらなければならぬという決意においては、佐野先生のお気持ちとわれわれ何ら変わるものではない。その点はひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○佐野(進)委員 私、いまの政務次官のお答えで気持ちにはよくわかるわけですが、ただ、この前参事人を呼び、あるいはその後の委員会であつた各委員から課徴金の問題について意見が出され、特に堀委員のほうから、いわゆる議院において、この件については商會委員会として決議をして、その下に積極的に取り組みを開始すべきだ、こういう点について強い発言もあり、通産大臣は、あらゆる可能な範囲の中においてあらゆる努力をする、応援もする——応援というのは民間の業界の人たちに対する応援もする、政府としては積極的に取り組み、こういうことを言っておる反面、政府

は、いま政務次官がお答えになったことと違つたような意味で、何かアメリカに遠慮することが問題解決の一番近道だというような、そういう印象を受ける行動が続いておるわけですね。この問題について最大の責任を持つ国会の委員会が、いまだこの決議をすることもできず、あるいは本会議上程ということもでき得ない段階の中で、自由民主党の特使という形で三名の方がきのう羽田から行かれた。しかもその特使の中へは、商工委員会の委員長とかあるいは理事とかという最高の責任者が入つて、商工委員会等の空気を反映するというところであれば別として、いわゆる通産当局に対して関係の最も深い商工委員会はほとんど無視されておるといふような形の中でそういうことが行なわれておるといふことは、裏を返せば、政府は、この問題については、国会の発言あるいは国会の協力というところはかえつて迷惑なんだ、必要がないのだ、むしろこの問題は、民間財界人と自由民主党の一部の人たちの協力があれば、課徴金問題の解決が一番早くはかれ、それが効率的なんだ、こういう判断に立つて取り組みをしておるのだというように理解せざるを得ないわけですが、そうすると、この前、通産大臣がわれわれに対して答えたその意味とだいぶ違つた評価をいま政府は行なつておるといふように断定せざるを得ないんですが、これについて政務次官はどのように処置してきたのか、この商工委員会の意向と党との関連の中でひとつお聞きしておきたいと思ふのです。

○藤井政府委員 私も代議士で衆議院出でございますが、現在は一応政務次官という立場でございます。いまの、あるいは民間の特使、こういったものがあつておる、委員会でせつかくの重大問題の決議の運びがつかない、こういうようなことについての政務次官の考え方を申し上げるという御指摘でございます。委員会は委員会、私も商工委員なら大いに自分の意見を申し上げるべきですけれども、政務次官という立場では、委員会は理事会を中心に運営をされておるし、党は党

は、いま政務次官がお答えになったことと違つたような意味で、何かアメリカに遠慮することが問題解決の一番近道だというような、そういう印象を受ける行動が続いておるわけですね。この問題について最大の責任を持つ国会の委員会が、いまだこの決議をすることもできず、あるいは本会議上程ということもでき得ない段階の中で、自由民主党の特使という形で三名の方がきのう羽田から行かれた。しかもその特使の中へは、商工委員会の委員長とかあるいは理事とかという最高の責任者が入つて、商工委員会等の空気を反映するというところであれば別として、いわゆる通産当局に対して関係の最も深い商工委員会はほとんど無視されておるといふような形の中でそういうことが行なわれておるといふことは、裏を返せば、政府は、この問題については、国会の発言あるいは国会の協力というところはかえつて迷惑なんだ、必要がないのだ、むしろこの問題は、民間財界人と自由民主党の一部の人たちの協力があれば、課徴金問題の解決が一番早くはかれ、それが効率的なんだ、こういう判断に立つて取り組みをしておるのだというように理解せざるを得ないわけですが、そうすると、この前、通産大臣がわれわれに対して答えたその意味とだいぶ違つた評価をいま政府は行なつておるといふように断定せざるを得ないんですが、これについて政務次官はどのように処置してきたのか、この商工委員会の意向と党との関連の中でひとつお聞きしておきたいと思ふのです。

○藤井政府委員 私も代議士で衆議院出でございますが、現在は一応政務次官という立場でございます。いまの、あるいは民間の特使、こういったものがあつておる、委員会でせつかくの重大問題の決議の運びがつかない、こういうようなことについての政務次官の考え方を申し上げるという御指摘でございます。委員会は委員会、私も商工委員なら大いに自分の意見を申し上げるべきですけれども、政務次官という立場では、委員会は理事会を中心に運営をされておるし、党は党

は、いま政務次官がお答えになったことと違つたような意味で、何かアメリカに遠慮することが問題解決の一番近道だというような、そういう印象を受ける行動が続いておるわけですね。この問題について最大の責任を持つ国会の委員会が、いまだこの決議をすることもできず、あるいは本会議上程ということもでき得ない段階の中で、自由民主党の特使という形で三名の方がきのう羽田から行かれた。しかもその特使の中へは、商工委員会の委員長とかあるいは理事とかという最高の責任者が入つて、商工委員会等の空気を反映するというところであれば別として、いわゆる通産当局に対して関係の最も深い商工委員会はほとんど無視されておるといふような形の中でそういうことが行なわれておるといふことは、裏を返せば、政府は、この問題については、国会の発言あるいは国会の協力というところはかえつて迷惑なんだ、必要がないのだ、むしろこの問題は、民間財界人と自由民主党の一部の人たちの協力があれば、課徴金問題の解決が一番早くはかれ、それが効率的なんだ、こういう判断に立つて取り組みをしておるのだというように理解せざるを得ないわけですが、そうすると、この前、通産大臣がわれわれに対して答えたその意味とだいぶ違つた評価をいま政府は行なつておるといふように断定せざるを得ないんですが、これについて政務次官はどのように処置してきたのか、この商工委員会の意向と党との関連の中でひとつお聞きしておきたいと思ふのです。

○藤井政府委員 私も代議士で衆議院出でございますが、現在は一応政務次官という立場でございます。いまの、あるいは民間の特使、こういったものがあつておる、委員会でせつかくの重大問題の決議の運びがつかない、こういうようなことについての政務次官の考え方を申し上げるという御指摘でございます。委員会は委員会、私も商工委員なら大いに自分の意見を申し上げるべきですけれども、政務次官という立場では、委員会は理事会を中心に運営をされておるし、党は党

は、いま政務次官がお答えになったことと違つたような意味で、何かアメリカに遠慮することが問題解決の一番近道だというような、そういう印象を受ける行動が続いておるわけですね。この問題について最大の責任を持つ国会の委員会が、いまだこの決議をすることもできず、あるいは本会議上程ということもでき得ない段階の中で、自由民主党の特使という形で三名の方がきのう羽田から行かれた。しかもその特使の中へは、商工委員会の委員長とかあるいは理事とかという最高の責任者が入つて、商工委員会等の空気を反映するというところであれば別として、いわゆる通産当局に対して関係の最も深い商工委員会はほとんど無視されておるといふような形の中でそういうことが行なわれておるといふことは、裏を返せば、政府は、この問題については、国会の発言あるいは国会の協力というところはかえつて迷惑なんだ、必要がないのだ、むしろこの問題は、民間財界人と自由民主党の一部の人たちの協力があれば、課徴金問題の解決が一番早くはかれ、それが効率的なんだ、こういう判断に立つて取り組みをしておるのだというように理解せざるを得ないわけですが、そうすると、この前、通産大臣がわれわれに対して答えたその意味とだいぶ違つた評価をいま政府は行なつておるといふように断定せざるを得ないんですが、これについて政務次官はどのように処置してきたのか、この商工委員会の意向と党との関連の中でひとつお聞きしておきたいと思ふのです。

は、いま政務次官がお答えになったことと違つたような意味で、何かアメリカに遠慮することが問題解決の一番近道だというような、そういう印象を受ける行動が続いておるわけですね。この問題について最大の責任を持つ国会の委員会が、いまだこの決議をすることもできず、あるいは本会議上程ということもでき得ない段階の中で、自由民主党の特使という形で三名の方がきのう羽田から行かれた。しかもその特使の中へは、商工委員会の委員長とかあるいは理事とかという最高の責任者が入つて、商工委員会等の空気を反映するというところであれば別として、いわゆる通産当局に対して関係の最も深い商工委員会はほとんど無視されておるといふような形の中でそういうことが行なわれておるといふことは、裏を返せば、政府は、この問題については、国会の発言あるいは国会の協力というところはかえつて迷惑なんだ、必要がないのだ、むしろこの問題は、民間財界人と自由民主党の一部の人たちの協力があれば、課徴金問題の解決が一番早くはかれ、それが効率的なんだ、こういう判断に立つて取り組みをしておるのだというように理解せざるを得ないわけですが、そうすると、この前、通産大臣がわれわれに対して答えたその意味とだいぶ違つた評価をいま政府は行なつておるといふように断定せざるを得ないんですが、これについて政務次官はどのように処置してきたのか、この商工委員会の意向と党との関連の中でひとつお聞きしておきたいと思ふのです。

は、いま政務次官がお答えになったことと違つたような意味で、何かアメリカに遠慮することが問題解決の一番近道だというような、そういう印象を受ける行動が続いておるわけですね。この問題について最大の責任を持つ国会の委員会が、いまだこの決議をすることもできず、あるいは本会議上程ということもでき得ない段階の中で、自由民主党の特使という形で三名の方がきのう羽田から行かれた。しかもその特使の中へは、商工委員会の委員長とかあるいは理事とかという最高の責任者が入つて、商工委員会等の空気を反映するというところであれば別として、いわゆる通産当局に対して関係の最も深い商工委員会はほとんど無視されておるといふような形の中でそういうことが行なわれておるといふことは、裏を返せば、政府は、この問題については、国会の発言あるいは国会の協力というところはかえつて迷惑なんだ、必要がないのだ、むしろこの問題は、民間財界人と自由民主党の一部の人たちの協力があれば、課徴金問題の解決が一番早くはかれ、それが効率的なんだ、こういう判断に立つて取り組みをしておるのだというように理解せざるを得ないわけですが、そうすると、この前、通産大臣がわれわれに対して答えたその意味とだいぶ違つた評価をいま政府は行なつておるといふように断定せざるを得ないんですが、これについて政務次官はどのように処置してきたのか、この商工委員会の意向と党との関連の中でひとつお聞きしておきたいと思ふのです。

で党の機関で事をきめて運んでいただいておりますわけですが、あらゆる総力を結集して問題の解決に当たっていただくという事は非常にありがたきことだと思ふに思ふ以外お答えのすべがない、こういうことでございまして、この委員会においていろいろ御心配いただいておりますことも委員長を通じて承っており、委員長に対しては大いにひとつ議會でも推進をお願いしたい、こういうふうにお話をしておるという事実でございます。

○佐野(進)委員 私の上申上げていることは、通産大臣が、この前、この問題を阻止するためにあらゆる努力をします、したがって民間人の行動については積極的に協力します、国会の皆さんの協力も切にお願いいたします、こういうことを言っておるわけですね、また、このことは単に一党の利害の問題でなく、日本経済、なかんずくこの影響を受ける中小企業の存立という事は言い過ぎになるかわからぬけれども、非常に重大な影響をその業界に与える重大な問題なんです、このとき、せっかくそれらの問題を審議する商工委員会において積極的な取り組みをしようという燃え上がる気持ちに對して、政府側がやったのか、あるいはさうでなく一部党だけでさういうようなことをしたのか、ということについては、政府はこの問題について超党派的な運動、協力について好ましい姿勢でない、ことばの表現とはうらはらに、これはいわゆる与党だけの協力によって事を処したほうがいいんだ、こういうような印象を外国は受けると思うんですよ、国内問題としてのいろいろなかけ引きは別として、これらの問題の取り扱いについて、あまりにも近視眼的な、あるいはあまりにも狭量な処理しか行なえなかったのではないかと印象を受けざるを得ない、したがって政府は、これらの問題については、いさしく積極的な国内の世論を高めるとともに、その中心である国会の協力を求めるための積極的な姿勢をこの際打ち出す必要があるんじゃないか、通産当局としてはさういうよう

な姿勢を閣議その他に對して積極的に主張して、そしてさうやうこの委員会でも議院運営委員会のほうへ決議案を出すということについて了承されたという程度の発言しかないわけですが、これは政府は違ひますと言つた、政府自民党でさう言われるわけだから、たいしてかわりはないということになってくると、政府の姿勢がきわめて弱いということにならざるを得ないと思うのです、こういう点については理事会等における仕事もあつたさうですから、私は、委員長に対する要求は堀委員のほうからされておりますので、それはそれといたしまして、政府に對してこの問題についてもっと積極的な取り組みをするよう強く要望しておきたいと思ひます。

そこで外の問題は打ち切りまして、内の経済環境の中で一点質問をしておきたいと思ふ問題があるわけですね、それは、中小企業がここ毎月のように戦後最高戦後最高といわれるほどの倒産の記録を更新していつていくわけですね、毎月最高になっていくから、どこまで行つたら終わりになるかわからないほど中小企業の倒産がある、特に五、六月ごろ集中されるであろう、さういうようなことがいわれておるわけですが、さういう中で、中小企業対策として、協業化なりあるいは振興事業団なり、いろいろな施策を中小企業当局はやっておるわけですが、中小企業の持つ本質的な弱さから、それらのことについてこれこそ妙策であるといわれるような効果をあげる施策というものはなかなか出てこない、その反面、大企業、いわゆる巨大産業を運営しておる企業については、これは簡単ではないのだけれども、比較的小企業に對しては簡単と思われるほど企業合同が行なわれておる、新聞紙上でもこのところ毎日、大型合併という道な形の中で企業合同をしておる企業について報道がされておるわけであり、一番近い例では、川崎重工業、川崎航空機、川崎車輛が四十四年三月を目途に合併するその準備に入つた、さういうようなことがいわれておるわけですね、さらに王子製紙、十條製紙、本

州製紙、さらにその合併するまでの間に東北パルプと十條製紙が合併するというような、いわゆる資本の集中化の傾向が非常に強まってきたおるわけですね、さうすると、いまでも大企業と中小企業との格差という形の中でいわれる下請の賃金が遅払いになるとか、あるいは系列化が強化される中でその支払いがおくれるとか、あるいはダンピングされるとか、いろいろな条件があるわけですが、さらにそれに加えて大企業の合併というものが中小企業に与える影響というのは、これは合併したという文字であらわし得られないほど非常に複雑な要素を持つ影響を中小企業に与えておること、これも否定できないわけですね、公取はさういふ問題について、いわゆる独禁法との照らし合わせの中で一体どういう取り組みをいままでしておるのか、これからしようとするのかということについて、まず最初に御説明をいただきたいと思ひます。

○柿沼政府委員 公正取引委員会といたしましては、ただいま御指摘のような中小企業問題に對して、独占禁止法の立場という一つの角度からその施策を講ずるわけでございますが、独占禁止法の第十五条に合併についての規定がございまして、国内の会社が合併いたします場合に、一定の取引分野の競争を實質的に制限することになるような場合、それから合併が公正な取引方法で行なわれるような場合には合併をしてはならないことになっておりますので、個々のケースにつきましてもさういふ観点から十分慎重に検討をしております、御指摘のよう、大きな企業といふものは下請関係でも広範に関連企業を持っております、それから販売関係でも非常に広範に関連企業を持っております、それから同じ業界の中でも中小企業との関係を保持しておりますので、この条項の適用、ことに一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなるかどうかという点につきましては、さういふ業界内あるいは関連業界の状況も十分慎重に審査して結論を出すというふうに行なつた

と思つております。

○佐野(進)委員 ここに山田公取委員長長の発言が王子系三社合併の問題について新聞に出ておるのですが、その新聞用紙のシェアが六〇％に達するからといって、それだけで問題にするのは当たらない、さういふような表現と、前後にいろいろあるわけですが、さうすると、いわゆる市場占有率の六〇％といふものは、一つの会社がそれを供給するということ、それだけでは問題にならないのだという評価は、たとえば市場占有率について、あらゆる企業、大企業が合併する形の中で、八〇％になつたといつても、これだけでは問題にならないのだ、さういふような発言に相通するわけですね、六〇％は問題にならないといふことは、五〇％以上はもう過半数のシェアを持つものだけれども、それはさういふことだけでは問題にならないといふことだと公取の考えておることは、企業合併ということに對しては、何ら一つ一つの問題について市場占有率といふことでなくして、ただそのことが消費者に對して不利益か、マイナスかといふことが問題であつて、独禁法の第十五条に規定してあるような、さういふ形の中における制限、あるいは独禁法を制定したときの精神、さういふものはもういまの時点の中で問題にならないのだ、さういふぐあいに解釈して取り組みをしていく、さう理解していいのですか。

○柿沼政府委員 独禁法第十五条に規定しております「一定の取引分野における競争を實質的に制限する」ということを判断いたします場合に、その当該業界における市場占有率といふものは非常に重要な判定要件の一つだと思ひます、ただいま御指摘のございました川崎グループの合併ないしは王子グループの合併、いずれも公正取引委員会としてはこれから審査に入る案件でございますが、特に王子の案件の場合には、その点について十分慎重に検討しなければならぬ問題を含んでいふというふうには理解しております。

○佐野(進)委員 さういふことが質問の本旨でございますから、あまり質問を続けませんが、

ただ、いわゆる企業合併という形の中で市場占有率を六〇％以上も持つ、そのことは問題にならないのだ、ただ消費者がそのことによってマイナスにならない程度に表現し得ない。これはほんとうにその程度のかさそうでないのか、公取委員長に聞かなければわからないけれども、公取委員会があり、独禁法が存在し、独禁法が制定された当時の経過並びにその後における日本経済の実態、こういうものから見たとき、公取というものが何かこのところへきて特に自主性を失った——自主性を失ったということが適切な表現かどうかわかりませんが、ともかく時代の推移にはやむを得ないのだという形の中で、積極的に消費者の利益を守り、独禁法制定の当時における、日本経済の独占化を排除するというかこれを抑止するということか、そういう点についての取り組みがきわめてルーズになっているのではないのか、こう思うわけです。その問題に、結論的に、大企業が合併するというだけでなく、それに関連する企業、特に小さな中小企業に与える影響というものはきわめて大きい。大企業の、いわゆる市場占有率六〇％以上を持つ企業が、その内部的な整備された機能の中で生産を拡大発展させていくならば、それに小企業が対抗し得る条件などというものは当然考えられないわけです。それは長時間労働あるいはまた極度の低賃金。しかしそれらといえども労働力不足の現状から確保できないとするならば、中小企業が倒産していくこと、あるいは系列下に入り、賃金労働者化していくこと、これは必然の運命です。そういう必然の運命がわかっていながら、公取委員会がそれに対して具体的な問題を重視する形の中でしか何ら取り組みができないのだという表現であるということ、は、中小企業をはじめ消費者の利益を守るという公取委員会の方針その他からいへんはずれているのじゃないかと考えるので、この点については公取委員長にぜひ聞きたいと思つて、おとといは来ていただいたのですが、私の質問時間がなくてできなかったのですが、ひとつ委員長によく伝え

ていただき、来たるべき機会にさらに具体的に私はこの点の質問をしたいと思つたのです。

いわゆる内外のきびしい条件の中で、これはまた政務次官に御質問申し上げたいわけですが、ここで提案理由にある「資本取引の自由化、発展途上国製品の進出あるいは労働力需給の逼迫」という条件に相対比して、いわゆる企業合併というものが持つ中小企業に与える影響という点について、政府はいま少し慎重な配慮と具体的な取り組みをしていただく必要があるのじゃないかと思ひますが、この際ひとつ御見解を聞いておきたいと思つたのです。

○藤井政府委員 御指摘のように、中小企業にいわゆるしわ寄せされてくるというような企業合併は十分注意しなければならぬ。しかし問題は、日本の産業全体が国際競争力を持って伸びていくということがもう大前提でなければならぬということを考えますと、やはりもとがぶれたものでは結局それに関連する中小企業そのものがなくなってしまうということになりますから、私は今度の川崎関係グループそれから王子製紙グループの合併というものは、やはり激しい国際競争に勝つために、親企業が土台をしっかりと、それはひいては中小企業、関連企業にプラスの要素になる、役立つという方向でこの合併はなされたものであるというふうな期待をいたしたい。それにはずれるような方向であれば公取において適正な御指導を願う、こういうことになるのではないかとこのように思ひます。

○佐野(進)委員 それでは次に質問を進めたいと思ひますが、その次に提案説明の中で、投資育成会社に対する出資をする形の中で「経営の基盤を強化する」というような表現があるわけですが、中小企業の経営の基盤を強化するために投資育成会社に出資をしていくのだということであり、また、これは中小企業庁長官と東京中小企業投資育成会社長の江沢社長さんが見えになっておられるようですから、このお二人に質問したいと思つたわけですが、この中小企業投資育成会社法の中で指

定業種というものをきめておるわけです。二十三業種を指定しておるわけですが、近代化促進法によると、今年は百幾つですかの業種を指定し、前年に比較して、二十業種ほど近代化促進業種を拡大しているのにもかかわらず、この中小企業投資育成会社法における指定業種というものの対しては、この法律が発足して以来全然拡大の努力をしていない。いわゆる二十三業種に限定し、いままなそれを拡大する意欲を持たないということはいかなる事情によるのか、この点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○乙竹政府委員 中小企業投資育成会社の投資対象は、佐野委員御指摘のように、政令で二十三にきまつておるわけであり、このねらつておられますのは、中小企業の自己資金を充実することによりまして産業構造を高度化し、また国民経済の競争力を高めるといふことをねらつておるわけであらう。このねらいは御指摘のように近代化促進法のねらいとはほぼ同様でございます。ただ主眼が自己資本の充実ということをおねらつておるわけであり、この業種の指定につきましても、したがって、両方の法律のねらいがほぼ同様でございますから、範囲もほぼ同様でいいわけであり、ただ御指摘のように、投資育成会社法の施行令のほうは二十三で、それから近代化促進法のほうは百幾つ、本年さらに二十幾つ追加になるわけであり、この違いは、施行令のほうは大体大分類と申しますかによつておるの大部分であります。それから近代化促進法のほうは中分類以下によつておるということでございます。たとえば繊維産業の例で見ますと、促進法施行令の五十九以下で非常にたくさん業種が、「ねん糸製造業」「紡毛紡績業」「織物業」「メリヤス製造業」等々指定になっております。それに対して、中小企業投資育成会社法施行令のほうは、十五に「繊維工業」ということ一つで指定をしておる。したがって、先生御指摘のよう、今回の二十幾つ業種の追加はほとんど育成会社施行令のほうでは従来の指定でカバーできると

思ひます。ただ、さらに詳細に申し上げますと、若干食い違いがございます。近代化促進法のほうで指定されておりました、投資育成会社法施行令のほうで読めませんものが数業種ございます。たとえばクリーニング業でございますとか、人造真珠の製造業でございますとか、練炭、豆炭の製造業等々数業種ございますが、こういうものにつきましては、もし育成会社法の投資対象として適当な業界からそういう希望が出ますれば、追加をする意向でございます。

○佐野(進)委員 そうすると、結局近代化促進法に指定された業種とこの業種とは大体同じようなものであり、特に指定業種として読みかえることのできないもの以外の業種については、希望があれば指定業種として加えることは可能だ、こういうようにいまの答弁を聞いていいのですか。

○乙竹政府委員 お話のとおりでございます。

○佐野(進)委員 そうすると、これは社長さんに質問申し上げたいのですが、私は投資育成会社株式会社の概要について読ませていただいておりますが、この中で三会社とも投資指定業種でありながら、いまだ全然投資をしていない業種が三業種あるわけですね。たとえば貨物自動車運送業、鋳業(石炭鋳業を除く)、それから皮革または皮革製品製造業という業種があるわけですね。さらにいま中小企業庁長官の御説明によれば、精神としては近促進法に該当する業種は指定業種としてもいいのだ、こういうようなきわめて幅広い考えを持っておられる。もちろん中小企業投資育成会という対象の仕事とすれば、いまの長官のお答えは当然だと思つたのですが、三会社とも統一してこれらの業種に対して投資をしていない。その理由はどこにあるのか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○江沢参考人 私どものほうは、なるべく広くこの制度を利用していただきたいと存じまして、指定された業種につきましてもできる範囲において取り上げたい、こう存じております。いま御指摘の三業種について一件も取り上げないというお話でございますが、それはおそろく、私どもの記

憶の範囲では、要望がなかったというようなことだと思っています。あれば私どものほうは、厳重に審査はいたしますけれども、できるだけ広くこの制度を利用していただきたいという気持ちであります。

○佐野(進、委員) いまの御答弁で私はちよつと満足できないのです。ということば、投資育成会社が発足してから今日までの経過の中で、投資育成会社ができましたよといって、じゃ金を貸してくださいという企業がどんどん会社の方へ行くほど積極的な条件ではなかったと思うのです。やはり会社が設立されてから、その社員の人たちの努力によって、あるいは中小企業庁はじめ通産当局の努力によって、こういう制度ができ、これを利用することによって経営基盤を強化する必要があるのですよということではいろいろな運動が行なわれて、その中から投資が行なわれていった。したがって、私は、中小企業投資育成会社が今日まででくると、私は、その経営者はもちろん、職員の方々が非常に苦勞されてきたということは否定することはできませんよ。ある程度経営基盤が確立された以降は、みんながよく知ってきたから、それだとかわかりませんが、いままでは努力してきただと思うのです。努力してきた中において業種指定された範囲内で投資が行なわれていった。そうすると、この三業種については、特に皮革または皮革製品の業界が、投資育成会社のお世話にならなくとも、その業界が安定し向上しておるというようにには理解でき得ない面があると思うのです。とすると、やはり投資育成会社のほうでこの業種については――業種指定をしたからといって何も全部やらなければならぬということじゃないのですよ。いわゆる会社の役員ないしは職員の判断に基づいてその仕事に片寄りが生じておるのではなからうか。そういう点についてそういうことがあったかどうか。あるいはいまのようにただ申し入れがなかったという程度だけではちよつとおかしくないのではないかという気がするから御質

問を申し上げておるわけです。

○江沢参考人 私のお答えが不十分だったと思いますが、申し入れがわりあい少ないということ
は事実でございます。それから、ありまして、
これは取り上げるにはどうも条件として不十分だ
というふうなものは、やはり私どもの性格上お断
わりせざるを得ぬというふうなものもあったと思
います。できるだけ広く利用していただきたいと
いう気持ちはやまやまでございますけれども、や
はり経営の基盤ということも考えなければなりま
せん。私ども担保も何もとりませんで、ほんとに
に長い間資金を供給して自由に使っていたたく
いうかっこうになりますので、審査についてはき
わめて厳重な審査をせざるを得ぬ、こういうふう
な仕組みになっておる次第でございます。

○佐野(進)委員 私はこの会社の法案を審議するについていろいろ研究していただいたわけですが、指定業種の問題については、いま中小企業庁です。指定業種があったから、それではないと思うのですが、お答えがあったから、それでいいと思うのの平均化というのは語弊がありますが、今後会社を強化させ発展させていくということでこの法案を審議しているですから、そういう点についてはひとつ会社のほうでも格段の努力を払われることが必要ではないかと思うのですが、その点、ひとつ聞いておきたいと思うのです。

○江沢参考人 お説ごもっともでございますので、できるだけ努力は今後も続けていきたい、こう存じております。

●佐野進(委員)　そこで問題になるのは、そのうちちょっとおかしいのですが、私注意しておかなければならないことは、これは中小企業庁長官に御質問申し上げますが、この三公社が発足した今日までの経過の中で、それぞれ資料等がたくさん出され、私もそれを読ましていたいておりますが、この投資育成会社社の投資対象になった会社は、それぞれ一定の条件のもとに投資を受け、投資を受けたということについての効果の中でさらに発展をしておる、非常にいい条件にあるという

ことは否定することのできない事実だと私は思います。その反面、投資育成会会社の投資を受ける会社とそうでない会社というのが今度は画然と出てくるわけです、社会全体の中に、中小企業全体の中に。そうすると、投資育成会会社の投資を受けた会社というものが優良会社であり、いわゆるきわめて健全な企業であるという——これは直接は会社だけでも、まず政府の背景のもとに成り立っているわけだから、政府並びに地方公共団体あるいは金融機関のお墨つきを受けた企業となる、片一方、その投資を受けられない会社はそうでない企業ということになると、この会社の今後の発展の姿と相対応して、そういう格差がますます出てくるのではないか。そのことによって、いわゆる指定された業種というものが優遇せられ、指定されなかった業種というものは、劣悪企業とまでは言わないけれども、いまのお話のように、投資の対象にならなかつた企業としての格づけをされるということが将来大きな問題になってくるのではないか、こういうような心配が発生するわけですが、これについて中小企業庁当局はどのように考えておるか。

〇乙竹政府委員 この投資育成会社法をつくつていただきまして、間接ではありますけれども、政府が中小企業者の自己資本の拡充に一役を買う、つまり投資家として片棒をになうという制度ができておるわけであります。いまお話しのとおりこの会社は、発足当時はお客も少なかったのでありますけれども、その後、会社当局の非常な御努力で、いま相当投資対象もふえてきております。投資先につきましては、非常に効果があったということがいわれてきておるわけでございます。そういうことでございますので、私たちといたしましては、できるだけこういう制度が広く拡充される、そして中小企業者の自己資本の充実という方法によりまして、中小企業の体質改善を進めてまいりたいと思ふわけであります。

そういうことになりますと、結局この投資育成会社の規模をどの程度に考えていくかということ

になるわけでございますが、これは多々ますます弁ずというところであらうと思ひます。ただ政府といたしましては、その財政的規模もございまして、現在程度の資金援助という意味で、優先株方式によりまして投資をしておるわけでありますが、業界の資金を動員するというためには、やはり政府の資金もこれが誘導的效果を持つことこの意味におきまして、政府の資金が多いことが望ましいと思ふわけでありますけれども、現在のところ財政的規模の制約がございまして、一応先生御承知のような政府の出資ということでございまして、それに対応するものとして、民間からの出資がございまして、トータルにおきまして、現在までのところ六十一億の出資であり、それと中小企業金融公庫からの借入れ金を合わせまして、二百三十三社の投資をしておるわけであります。しかし先ほど申しましたように、これはなるべく多く対象はふえたほうがいいと思ふわけであります。すなわち、一つにおいては、この投資育成会社の出資ないし融資規模、つまり投資規模をふやすか、あるいは投資育成会社で出資しております対象企業をなるべく早く卒業させていくか、この二つの方法があると思ふわけでございまして、出資のほうは、民間サイドは別といたしまして、政府サイドにおいて財政規模の關係上制約があるということ、もちろんわれわれは今後とも努力はいたしたいと思ふのでありますが、制約がありますので、なるべく早く卒業させていくという方向で、こういういい制度をなるべく広く中小企業者に味わつていただきたいと思ふわけであります。ただ、この卒業させる問題につきましては、実は先日堀委員から詳細なる御質疑がございまして、たように、育成会社の設立当時と証券市場への上場基準が変わつてきたというために、卒業問題をさらに知恵をしぼつて考えていくことが必要になつてきた。これは堀委員からも強く御指摘がございました点で、この卒業問題について政府としては新しい知恵を考えていくという必要がある。卒業制度を考えることによりまして回転を早

めていて、その回数を早めることによって中小企業者に一人でも多くこのいい制度を使ってもらえるということを考えてまいりたいと思っております。

○佐野(進)委員 私は、この中小企業投資育成会社の職員は、一般公務員と同じように罰則規定があつて、法律の中でその出処進退については刑事的責任を追及される、こういうきわめて重要な立場に立つ職員だと思ふのです。いわゆる一般民間会社のような責任、横領と違つた意味において公的な性格を持つものだと思う。そのことの持つ意味は、この会社の運営によって受ける利益というものが非常に大きい、いわゆる対象業種についての中小企業の方々の受ける利益が非常に大きい、したがって、それを指定、選定する場合における職員が、私心を離れて中小企業の健全な発展、育成を期するという形ではなればいけない、それからいわゆる自己の判断に基づくところの投資という形でその対象業種を決定する、会社を決定するということであつてはいけないというきわめて制限された措置が法律の中で定められていて思ふのです。したがって、それほど重要な性格を持つものから、選定する際に、でき得る限り多くの業種、でき得る限り多くの中小企業をその対象にしてもらわなければならない。これから中小企業はきわめてきびしい条件の中に立たされていくときだけにそう思ふのです。そうすると、さつき長官が言つたように、一刻も早く優良企業は卒業してもらつて、新しい企業をどんどんその投資の対象にしていく、そのためには資金が必要だ、こういうことになつてくるわけですが、その選定の方法について、これは会社の社長さんに要望と意見を申し上げたいと思ひますが、さつきから申し述べている法律の精神に基づいて選定業種をきめる際に、さつきお話しのように、これから三業種についてもさらに努力をするというお話ですから、個々の中小企業について、どのような対策に基づいて投資会社をふやしていけるつもりであるか、この点について一応お聞きしておきたいと思ひます。

思ひます。

○江沢参考人 創立当初から、なるべく広くこの制度を活用していただきたいという気持ちは一ぱいでございまして、私ども機会があれば地方のほうに出かけまして、制度の説明会を開きまして、多くの方々に、こういう制度がある、今後自由化その他で中小企業に特にしわ寄せがくるので、この難局を切り抜けるのには、何といつても借り入れ金だけでやつておつては非常に危険であるから、ぜひひとつこの制度を利用して、少しでも充実し、少しくらいの風では倒れないようなものにするのが大事ではないかというのを申し上げていっているわけでありまして、それがだんだん浸透してまいりまして、最近では申し込みも非常にふえております。こういうふうな非常にむずかしい内外の情勢になつておりますし、私どもこのときこそ思つておりますので、全力を尽くして御期待に沿いたい、こんなふうな考えております。

「委員長退席、中川(俊)委員長代理着席」

○佐野(進)委員 それでは、この企業選定の方法については、ひとつ慎重な配慮と、それから積極的にワケを広げていく、そしてその結果、選定業種、いわゆる選定された会社と選定されなかった会社との間における格差というものが、できる限り早く埋めるように長官のほうに對して要望して、次へ進みたいと思ひます。

そこで、そういうふうに質問してぐると、非常に期待が大きい、そしてまた、現状の中においてはもつともっと拡大していかなければならぬ、こういうことがはつきり出ているにもかかわらず、今回三会社に対して一億円ずつ増額する、そして三億円を増額するということなんです。中小企業庁は、この投資育成会社のいわゆる中小企業における対策の格づけというか——いろいろありますね、振興事業団をつくるとか、あるいは三公庫に対する融資を拡大するとかいろいろあるけれども、投資育成会社に対する中小企業対策としての格づけは、一体どの程度に置いているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○乙竹政府委員 中小企業対策としてお金の対策が一番大事である、これは申すまでもないわけでありまして、中小企業の従来の政策といたしましては、この育成会社のできるまでの従来の政策としては、金融面なりまた税制面なり、あるいはもつと端的に補助金というところで予算面なりの施策、これが中心をなしております。特に中小企業と申しましても、しかし企業でございまして、金融対策が中心で、政府としては他人資本を供給するというのがお金の対策の中心をなしてきたのであり、今後やはりこれは中心をなす政策であると私は思ふわけでございます。しかし、そういう他人資本といひますか、金融政策だけで助成をいたしましたのではどうしても限度がある、中小企業の体質改善に限度があるということで、この投資育成会社制度が創設されたわけでありまして、申すまでもなく、自己資本を充実することによりまして体質を改善する、さらに、自己資本を充実することによりまして金融動員力も強化される、こういうことで育成会社制度が創設されたわけでございます。政府のお金の対策といたしましては、これが第一の対策であるというところは申し上げられないと思ひます。しかし政府の金融政策を主にする中小企業に對しますお金の対策を、非常に大きく突っかかり棒をし、そして中小企業がだんだん成長していつて、大企業といひますか非中小企業になつていく、その越えられないみぞを越えるための橋になるという位置づけがこの投資育成会社の制度であるというふうに思ひます。

○佐野(進)委員 提案理由の説明に「その業務の運営に必要な資金を調達するとともに経理的基礎を固めるため、」こうなつておる。そうすると、先ほど来の質問の中で答弁しておるうちに、会社の現時点の中において中小企業振興のために果たす役割は非常に大きい、こうあなたも何回も言つて、業種も広げなければならぬ、それからその会社に對してもどんどん積極的に掘り起こすのだ、対象会社についても掘り起こすのだ、こう

言っているわけでしょう。そして「業務の運営に必要な資金を調達するとともに経理的基礎を固めるため」と、非常に表現がオーバーなんです。それでどの程度かというところ、一つの会社は一億円だといふ。その会社が一つの事業をやるのに一億円というのはいふまでもないです。しかし、それはもちろん呼び水ではあろうけれども、それがこれから何十、何百、何千という会社に投資育成していくということになるわけですね。いまは二百三十三社だけれども、そうすると、こゝろ中小企業投資育成会社の法律を一部改正して、こうやつてわれわれが審議をするにしましては、ちよつと金額的には、その対象としても、この提案の内容としてもきわめて弱いんじゃないか。ということはいわゆる中小企業対策の中における格づけとしてきわめて低いところに置いて一つの対策として中小企業庁は考えておるのじゃないかと私は心配するわけですから、その点どうなのかということをお聞ひたい。

○乙竹政府委員 私は、その格づけは決して低いものではない、先ほどまずい説明で申し上げましたように、金融政策では越えられないギャップといひますか、中小企業が成長していく場合にギャップがある、それを越えていくためにはこの制度を使わざるを得ない、その制度に依存するところが非常に大きいと思ふわけでございます。ただ先生御指摘のように、それほどおまえ期待をいたすならば、この三億円というのはあまりにも小さいじゃないかという御指摘でございますが、これは確かにいまのお金の値段で三億といふのは小さいと言われれば小さいわけでございますけれども、ただその育成会社は、政府が一〇〇億——現在資本金が三つの会社を合わせまして六十一億であります。その中で国の出資分が一〇〇億で七・五億あります、あとは地方公共団体、民間からであります、とにかく相当な成果をあげているこの育成会社の火種と申しますか、政府の供給しております火種は七億五千万であります。その七億五千万を三億ふやすということでございますので、

確かにおっしゃる様に小さいと言われれば小さいわけでありませうけれども、いまの財政の硬直化の規模から言いますれば、まあまあ財政当局としても見てくれたという様な感じがするわけでありませう。

〔中川(俊)委員長代理退席、委員長着席〕

もちろんこれは大きなほうがありがたいと考えております。

○佐野(進)委員 実は大蔵省にも来てもらうようにこの前は頼んでおいたのだが、きょうはまだ来ていないということがいまわかったのだ。たいへん残念なんです、これはまたあとで質問することにして、政務次官に最後に質問をして終わりたいと思います。

いまでも私はずっと一時間以上わたって質問を続けてきたわけですが、私は、中小企業投資育成株式会社法の一部改正法案については、これはたいへんいいことだ、こう思っておるわけです。思っておるわけですが、いままさと質問を続けてきた結論として感ずることは、中小企業庁長官も会社の社長さんも非常に意欲を持っているのに反して、金額は非常に少ない。だから単なる中小企業対策の一環として取り上げた、それも中小企業庁としてはきわめて微々たる対策の一環であるように感ぜざるを得ないわけですが、私としては、したがって、こういう点について大蔵省当局にもっと突っ込んで財政事情その他から聞いてみたいと思つたのですが、遺憾ながらここへ来ていないのだからしょうがないわけですが、政務次官はこの会社について将来どう考えるか、私がいままで質問したことの経過を踏まえて、あなたの決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○藤井政府委員 投資育成会社の歴史はまだ浅いわけですが、その足跡、並びにたゞいま中小企業庁長官からお答えをいたしたような、金融政策だけではほんとうに中小企業が育成されない面を大いに補完しておるというこの役割りから見て、もう少し育成会社そのものを育成し

ていくということの必要性は御指摘のとおりであります。

ただ問題は、育成会社の機能のあり方がいわゆる民間の創意くふうというものを中心に置いてやってもらう、やはり投資なんというのはお役人ができる仕事ではございませぬから、そういう面からいうと、生きた経済に即して民間の創意くふうを生かすというこの前提のもとに、政府としてもできるだけの応援を惜しますべきではない、このように考えております。

○佐野(進)委員 質問を終わります。

○小室委員長 千葉佳男君。

○千葉(佳)委員 先ほど佐野委員からも質問があったようにありますが、今回の改正の趣旨ですね、「業務の運営に必要な資金」というのと「経理的基礎を固めるため」というのを二つ並べて、おそろく二本の柱になると思うのですが、その「経理的基礎を固める」という意味ですね、これを長官にお尋ねし、さらに実態会社を運営されておる参考人にも、なぜ経理的な基礎を固める必要があるのか、その必要性についてお尋ねしてみたいと思います。

○乙竹政府委員 会社の事業資金はイコール毎年他の中小企業会社に対します投資規模でございしますが、この二、三年大体二十億程度で、きておるわけでありませう。今後毎年二十億程度の投資規模の拡大を考えていきたいというふうに私も中小企業庁では思つておるわけですが、これは投資でございしますので、まず第一にお答え申し上げますのは、長期の安定した資金でならなければならぬということ、それから、海のものとも山のものともわからぬと申したら少し少いことが強過ぎますが、極力経理的基礎のしっかりしていると思われれる会社に投資をするわけですが、これは金融ベースでなくて投資ベースでございします。極力その投資の元種の資金コストは安くならなければならないというふうに思つて、毎年の所要の二十億の金というのは、なるべく育

成会社の出資の金で調達できれば望ましい。育成会社がよそから借りてくるということになりますと、どうしても期間が短くなりませうし、また市場金利も相当高いということ、なるべく出資の金が望ましい、こういうことになるかと思うのであります。しかし、さつき政務次官が答弁いたしたように、この投資育成会社のインシアチブと申しますか主導権責任、これはあくまでも民間がおとりになるということでありまして、民間の出資が大部分であるということがいいことであると思つておるわけでありませう。しかし、こういうふうな会社でございしますと、やはり政府が相当大きく肩をいれておるということになれば民間側の出資もスムーズに引き出せないということになると思つておるわけでありませう。そういう意味におきまして、政府の出資によって資金コストを下げる、しかも長期の資金を供給する、第三に民間の出資を誘導する、こういうふうなねらいが政府の出資にあるというふうにお尋ねの趣意であります。

○江沢参考人 いまの企業庁長官のお話で尽きておると存じますが、私も、関係投資先の企業に對しましては、できるだけ借り入れ金でなく自己資本でやってほしい、これが今後非常に變動きわまりない情勢に對処するゆゑであるということとを申しておるわけでありませうが、私どもの場合もやはり同じことが言えると思つておるわけでありませう。借り入れ金は現在若干しておりますが、金利が相当高いわけでありませう。それも期限が来れば返さなければならぬ、また年賦償還で毎年若干ずつ返さなければならぬというふうになりますので、そのなりませうと、投下したものを育成の途中において引き揚げなくちやならぬというふうなことに迫らるおそれもあるわけでありませう。ですから、私どものほうは、これは原則としてどうして、自己資本ですべきであるということをしつぱら各方面に申し上げておるわけでありまして、そのお話を政府のほうでも聞いていただきまして、今回の三億円の出資ということになったことと存じます。ただし、私どもは、これを自己資本として

使うという意味でございしますから、いまお話しのように三億円ではとうてい足りないわけでありませう。これは政府がさらに腰を入れるという一つの徴候としてありがたくちやうだいするわけですが、さらに来年度におきましてはもう一息奮発して、政府のほうでも私どものほうに自己資本を充実させていただきたい。それで、無限にそれをお願いするわけにいきませんので、これはもう一回私どものほうで政府の出資を種にいたしまして、民間出資を合わせて倍増増資をしたいと思つておるわけでありませう。その以後はそう大きな出資なくして自然に資金は回転していくというふうな考えでおるわけでありませう。ぜひ来年度は、皆さんの御支援によりまして、私どものほうの自己資本の充実に力を入れていただきたいというふうにお尋ねの趣意であります。

○千葉(佳)委員 いま出てまいりました借り入れ金の問題ですね。この資料を見ますと、おたくの東京の場合二十五億の資本金に対して六億の借り入れをしておる。大阪の場合は十六億に対して六億。ところが本法の三億四千万を見ますと、優先株式を公庫が引き受けるわけでありませうから、その「三分の一をこえることができない」、こういう厳格な規定をしておるのですが、それ以外に借り入れという形で中小公庫から出しておるということと、そのあとの十六億で「長期資金を貸し付け」ることができるといふ規定があるからいいやうなものでありますけれども、しかし、この第三条で三分の一という出資の割合を厳格に規定したことと、それから大阪なんかの場合は十六億に対して借り入れ六億、そのほかに二億五千万の出資ということになると、大体八億の金が政府から出しておるということになりますと、これは第三条のやや脱法的なものに近いんじゃないかという気がするのですが、その辺長官のほうにお考えになるか。

○乙竹政府委員 政府の出資分は、先ほどちょっと申し上げましたように、これは三会社を通じてございしますが、六十一億の中で七億五千万でござ

いますから、一二秒というパーセンテージでありまして、先生御指摘の第三条の制限にははるかに及んでいないわけであります。今回さらにこれを三億足ししても、たしか一五秒になるかと思ひます。これもはるかに及ばないということであり

かぬものでございますので、金融公庫からの融資を受けておる。それも特別金利で受けておる、こういうことになっておるわけでございます。

一をこえてはならぬという三条四項の規定は中小企業金融公庫の特例法として業務運営とみなす、こういうふうに出ておるわけですから、そういう中小企業金融公庫法の例外として業務運営とみなすというふうに認めて、しかも民間に対する政府の介入、支配というものを避ける、こういう趣旨

般会計からの、ないしは産投等の特別会計からの出資ということになりますし、そうなりますと、予算規模もあって制限がある。しかし一面育成会社に対しては政府の期待と申しますか、育成会社というものを中小企業の自己資本充実の道具に使いたい、政府としては非常にそれに大きな期待をかけておりました、そうしますと所要資金は何か調達せねばならぬ。そういうようなことで所要資金の調達を、安定して、しかも低利の金融でせねばならないということになりますので、さらに中小企業金融公庫からしかも特利でもって融資をしておる、こういうことでもあります。でござ

ますが、なぜこの第三条で「三分の一をこえることができない」という規定があるかと申しますと、民間企業に対しては政府の出資というものは、これはよほど産業政策的に傾斜した場合とい

が、名古屋の場合、いま言いましたように十六億の出資に対して当初二億五千万ですね。それがあとから六億の融資ということになると、この資本金の中でやや半数に近い政府資金が入って

に当を得た規定だろうと私は思うのです。ところが、先ほど言いましたように、十六条の長期資金のいわば借入れ金ですね、こういうふうな規定は当初はあまり問題にならなかったと思うのですけれども、いまになってみると、そういうふうな長期資金を借りることができるといふことも、法律上の明文によつて中小企業金融公庫から借入れ金が出ると出る。それがいま言ったように二十

さらに、先ほどちょっと御指摘ございましたが、育成会社からの個々の民間企業に対する出資、これも民間企業に対して育成会社は非常に力をこめて入れ、またコンサルタント業務等いろいろ指導育成もするわけでありました。しかし民間企業の経営のキーポイントにあくまで民間企業に創意工夫を残さなければならぬということで、政府の認可しました業務規程ではつきりきめておりますように、過半の株を育成会社が取得して民間企業を支配するというふうなことになるように、五〇〇をこえてはいけないという制限も課しておるわけでございます。そういうことでござ

は、これはよほど産業政策的に傾斜した場合とい

金の中でやや半数に近い政府資金が入って

に当を得た規定だろうと私は思うのです。ところが、先ほど言いましたように、十六条の長期資金のいわば借入れ金ですね、こういうふうな規定は当初はあまり問題にならなかったと思うのですけれども、いまになってみると、そういうふうな長期資金を借りることができるといふことも、法律上の明文によつて中小企業金融公庫から借入れ金が出ると出る。それがいま言ったように二十

さらに、先ほどちょっと御指摘ございましたが、育成会社からの個々の民間企業に対する出資、これも民間企業に対して育成会社は非常に力をこめて入れ、またコンサルタント業務等いろいろ指導育成もするわけでありました。しかし民間企業の経営のキーポイントにあくまで民間企業に創意工夫を残さなければならぬということで、政府の認可しました業務規程ではつきりきめておりますように、過半の株を育成会社が取得して民間企業を支配するというふうなことになるように、五〇〇をこえてはいけないという制限も課しておるわけでございます。そういうことでござ

資と申しますのは、投資ということ、出

き出すという当初のねらいからははるかに離れて

二億のうち八億五千万、やや半数に近い金が出

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

意くふうによる経済運営に對しまして、これは一

この借り入れ金の額が名古屋の場合なんか特に多

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

面では相当大きなチェック材料になるわけであ

私の質問の趣旨ですが……

二億のうち八億五千万、やや半数に近い金が出

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

る。そういうことから、この投資育成株式会社に

が、政府の金が名古屋は二十二億でございます

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

企業に出資をするというところで、間接的に政府

か、業務資金と申しますか、全部の資本金が十六

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

出資にはなるわけでありすけれども、しかし投

億で、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

資の創意くふうといひますか自主的な運営によつ

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

てやられるべきである。政府が投資育成会社に出

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

資をすることによりまして、投資育成会社の業務

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

運営、個々のケースに對しまして政府が直接タツ

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

チすることがあつてはいかぬという趣旨でこの三

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

分の一という制限が設けられ、しかもさらに三分

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

の一だけでというところで優先株式という制度、

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

政府の出資は優先株式で議決権がないということ

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

の制限をされたわけだと思ふわけでありす。そ

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

ういうことでございまして、この優先株式ないし

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

三分の一の制限があるわけでございますが、さら

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

に借り入れ金がいま合せて十七億五千万ござ

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

ざいます。これは中小企業金融公庫から七分五厘

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

の特別金利でもって金を貸しておるわけであり

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

す。先生御指摘のように、もし政府あるいは民間

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

にして十分なる出資財源がございすならば、こ

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

の育成会社の事業運営資金のものでございす金

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

は出資財源に求めるのがいいことであることは間

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

違ひございせんけれども、そういうことにもい

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

ます。

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

○千葉(佳)委員 問題はそこなんです。三分の

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

一をこえてはならぬという三条四項の規定は中小

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

企業金融公庫の特例法として業務運営とみなす、

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

こういうふうに出ておるわけですから、そういう

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

中小企業金融公庫法の例外として業務運営とみな

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

すというふうに認めて、しかも民間に対する政府

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

の介入、支配というものを避ける、こういう趣旨

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

のいわば借入れ金ですね、こういうふうな規定

と、さらにそれに対して借り入れ金が六億

る。しかもそれが投資育成会社から見ればなるほ

が、育成会社からの個々の民間企業に対する出

量に対して借り入れ資金が多くなったというの
は、最初三十八年度から始まって、三十八年、三
十九年、四十年、四十一年、四十二年と五年たつ
た現在、育成会社法ができた当初の目的から考え
てみると、あまりにも借り入れ資金の占めている
比重といえますか、これが非常に多くなった現在、
今度三億出資する、各会社一億ずつだ、こうい
うふうなこそこな手段よりは、むしろ東京が六
億ですか、それから名古屋六億、大阪五億五千
万、こういうふうな借り入れ金というのをなくし
て、オーストリアスないき方として三分の一と
いう法律の明文があるんですから、かりに東京に
したら二十五億のうち三分の一という約八億を
こえるわけですね。八億をこえる額までは当然出
資できるというふうな余裕があるのですから、二
億五千万に一億上積みして三億五千万、こうい
うふうなことをやるよりは、やはり借り入れ金をな
くして出資金をよけいにするという本来の趣旨に
従ったやり方というものをやるのが正当なやり方
ではないか。だから逆にひねって考えれば、この
十六条の規定というのはほんとうの例外規定だ
と思うのです。投資会社によれば、本来は政府の出
資によって民間に対して融資をする。それが借り
入れているのは、あくまでも投資育成会社にとつては
便法だろうと思うのです。その便法がだんだん大
きくなって、名古屋の場合にはもう半分に近くな
る、こういう事態になつては、私は今後の考え方
として、そういう事態になつては、むしろオース
トリアスに法律の明文に定められた三分の一とい
うところまで持つていくというのが本来の趣旨に
沿うことになるんじゃないか、こういうふうにか
考へていられるのですけれども、それはいかがですか。

○竹政府委員 確かに投資育成会社の資本構成
だけから考えまして、また中小企業庁の立場だけ
から考えまして、これは、先生御指摘のように、
資本金だけで仕事ができる、しかも政府の出資が
法律の許す限度まで出るということが非常に望ま
しいことではございませんけれども、しかし、これ

は長官の立場をちょっと離れた申し分かもしれま
せんけれども、また長官といたしまして、実は
中小企業対策として非常に金がほうぼう要るわけ
でございまして、そういうことになりまして、小
さな火種でもって大きな火が起これば、国の、特
に一般会計なり特別会計なりの資金効率としては
一番いいわけではございませんので、現在のところ大
体、財政規模がいろいろ窮屈なときでございま
すから、この程度で、しかも小さな資金量で大きな
火を起すということで、会社でも非常に努力
をし、業界でも努力しておられるわけではござい
ます。

○千葉(佳)委員 たいへんくだいようですけれど
も、小さな火種で大きな効果、こういうふうな再
三言われるのですが、それはあくまでも、私が考
えるには、いま申し上げましたように借り入れが
大きくなった現在、これは再考を要するのじゃ
ないか、そういう時期じゃないかというふうに思
うわけですね。その点、悪く言えば羊頭狗肉とい
うのですか、それにやや似ているんじゃないか。
それで、七分五厘という特利で借りているので
すけれども、それが実態を運営されてどのよう
に負担になつていられるか、ひとつ担当されてお
る参考人の方から聞いてみたいと思います。

○江沢参考人 先ほど私がこういう事業の運営は
どうしても自己資本でやらなければならぬという
ことを申し上げましたが、そのことはなかなか実
際問題としては実現しませんが、借り入れ金でや
らざるを得ぬということになつたわけではござい
ます。それで、お話しのように、借り入れ金は低利
七分五厘というふうな特別金利を適用していただ
いておりますけれども、それすら実際の運営上な
かなか十分なあれができない。それで、きょうは
名古屋の伊藤事務がおいででございまして、借
り入れ金の多いところは経理上非常に苦し
い立場に追い込まれるというのが実情でございま
す。それで私どもは、ぜひひとつ、今年度はこ
くわずかなあれでございしますが、来年度はもう
少し大きな額を政府出資をしていただきたいとい

いうこと。
それから、現在の出資が優先償還、優先配当と
いう形になっておりまして、これは民間の出資に
先んじて配当を取る、六分五厘の配当を取る、そ
れから民間のほうにかかわらず毎年定額償還する
という形になっておりますので、これはひとつ民間
出資と同じような形で、あるいはできれば民間出
資を導入する有力な力にしようとするならば、政
府は遠慮して後配株というふうな形でこれを出し
ていただければ、非常に幸いだと思ふ。それは商
工中金その他にも前例があるわけではございま
す。それからいま優先出資、優先配当という制度は、
GHQが使用した見返り出資にあつただけで、
現在はどこにもそういう制度はないわけではござ
います。ですから政府側におきましてもう少し腰
を入れたというところを見せていただければ、民
間出資を集めてそして効率的にこの事業を運営す
るには大きな力となる、こういうふうには私は信
じております。

○千葉(佳)委員 では最後に、いま申し上げまし
たように羊頭を掲げて狗肉を売るような、そうい
うこそこな手段をとらないで、まづ正面からこ
ういふ問題に正々堂々と取り組んでいかれるよう
に、いまも政府が本腰を入れてほしいというよう
な参考人の意見もございしますので、そういう意見
を強く要望しまして、私の質問を終わります。

○小峯委員長 本案に対する質疑は一時中断し、
この際、内閣提出、中小企業信用保険公庫法の一
部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑は去る十九日終了いたしました
ので、これより討論に入るのでありますが、討
論の申し出がございませんので、直ちに採決に入
ります。
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律
案について採決いたします。
【賛成者起立】

○小峯委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決いたしました。

○小峯委員長 次に、ただいま可決いたしました
本法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主
社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議を付
すべしとの動議が提出されております。
まず、趣旨の説明を求めます。佐野進君。

○佐野(進)委員 ただいま議決されました法律案
に対し附帯決議案を提出いたしました。私から
自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党
を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正す
る法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法律案に於たり、次の事項につき
適切な措置を講ずべきである。

一、特別小口保険の付保限度額の引上げ及び対
象小企業者の具備すべき納税要件の緩和につ
いて、速やかに改善を図るよう努めること。

二、中小企業向け長期資金に係る信用保証の
推進を図るための制度の拡充強化に努める
こと。

三、中小企業に対する信用保証の一層の浸透を
期するため、融資基金及び保険準備基金の増
額を図るとともに、保証付き金融の金利引下
げについて積極的な指導を進めること。

以上が案文でございます。

以下事項別に補足説明をいたしますと、第一点
は、特別小口保険の付保限度額の引き上げ及び具
備すべき納税要件の緩和についてであります。こ
の点につきましましては、すでに第五十一回国会及び
第五十五回国会において決議がなされたのであり
ますが、いまだその実現を見ていないことはま
ことに遺憾であります。現在特別小口保険は付保限
度額五十万円であり、無担保無保証人で百
万円程度までの保証を受けたという要望も相当
ありますので、今後付保限度額の引き上げにつ

て格段の努力が望ましいのであります。また保証を受ける場合の具備すべき要件として資金の使途、対象企業者、一年以上の居住要件、住民税の所得割りの完納といった制約がありますが、このうち所得割りにつきましては課税最低限が年々引き上げられてまいっておりますため、これまで本制度の対象になっていない零細企業者が課税最低限の引き上げにより保証してもらえないといった政策的矛盾を生じておりますので、真の零細企業対策という見地からすみやかに改善をはかるよう努力すべきことを特に要請いたします。

第二点は、中小企業向け長期資金の確保についてであります。最近の金融引き締めによる影響が中小企業にしわ寄せされていく現状にかんがみ、中小企業にとって特に必要なものは経営安定に資する長期資金の確保であることは申すまでもありません。したがって、中小企業向け長期資金にかかる信用保証の推進をはかるための制度を、一そう拡充強化するようつとめるべきであります。

第三点は、中小企業に対する信用保証の浸透強化についてであります。これまで信用補完制度は漸次拡大され、物的担保力及び信用力の乏しい中小企業者に対する金融の円滑化に寄与してきましたが、今後とも信用補完制度を拡充強化するため、公庫の融資基金及び保険準備基金の増額に努力するとともに、保証つき借入れについては、一般市中銀行が金利を引き下げて、中小企業者の金利負担を軽減するよう強力に指導し、もって中小企業に対する信用保証の一そうの浸透をはかるべきであります。

最後に、最近の倒産企業の激増はまことに憂慮すべき事態にあることにかんがみ、倒産関連保証についてはできる限り広い範囲の中小企業者に対象となるよう弾力的運営について配慮されんことを特に要望申し上げます。

以上、決議案の趣旨について簡単に御説明をいたしました。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上で説明を終わります。(拍手)

○小峯委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議について、通商産業大臣並びに大蔵政務次官から発言を求められております。これを許します。椎名通商産業大臣。

○椎名通商産業大臣 ただいま御議決をいただきました附帯決議につきましては、これを尊重いたしまして、御趣旨に沿うように善処したいと思っております。

○小峯委員長 倉成大蔵政務次官。

○倉成政務次官 ただいまの附帯決議につきましては、十分関係省と協議し、御趣旨を体して努力いたします。

○小峯委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小峯委員長 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案について、質疑を続行いたします。塚本三郎君。

○塚本委員 中小企業庁長官にお尋ねいたします。

この三億の新たな出資でございしますが、この金額、実はもっとよければならぬという感じが現状にかんがみてするわけでござい

が、中小企業庁から大蔵省に要求をしたときの最初ほどの程度でございしますか。

○乙竹政府委員 出資三億であります。

○塚本委員 最初から三億でございしますか。

○乙竹政府委員 さようでございします。

○塚本委員 各会社からこのコストの利息のつかない金という要望があったのではないかと思ひますが、その要望にこたえて三億で大体だいたいようぶだ、こういうふうな想定をつけて要求なさったのでございしますか。

○乙竹政府委員 会社からの要望はもっと多額でございします。それから私たちのほんとうの希望と申しますか、これはもっと多いほうがいいということとはかねがね申し上げたとおりでございします。

ただ、予算要求は実は頭打ち制限がございまして、その制限の中で、各省の予算、つまり前年度予算ワケに対しまして二割の頭打ちという制限がございします。その中にはめ込まなければならぬという、今回の予算要求については非常にむずかしい点があったわけでございします。

○塚本委員 江沢さんにお尋ねいたしますが、おたくの発表なされた新聞の談話の中にも、コストをもっと安くしてほしい、現在の会社は実際に赤字になるという状態にいかざるを得ない、単なる金融ではなくして、いわゆる指導育成等の業務があるから、そうならば何処というものは必要経費として見込まなければならぬという言ひが、かつて新聞に発表されたことがござい

ます。したがって、そうなるに財投の金利七分五厘というものは高い。この金利を下げるといふことができないならば、コストのつかない出資金を多く迎えるよりしかたがないのじゃないか、こういうふうにも思ひますが、すでに要求そのものが三億で、初めから通産省が限界をつくって、こういうふうな形になっておるといふいまのお話でございしますが、その点、見解どうでございしますか。

○江沢参考人 私どものほうは、いま長官からお話し申し上げましたように、できるだけ自己資本でやるのが本筋であるということを始終申し上げ

ておるわけでございします。借入れ金は七分五厘ということでも非常に安くはしていただいておりますけれども、これとても一般の中小企業者が借りる特別金利——われわれのようなそれを使つてさらに育成事業をやろうという場合には、非常に困難な高い金利じゃないかと私は思ひます。私のほうとしては、あらゆる機会に、政府の出資の増額、それによって民間出資をふやして、出資金で仕事ができるようにしてほしいということを申し上げておるわけでありますが、財政規模その他の事情もございまして、急にそういうふうな要望に政府としても応じたいという事情もあつたのかと思ひます。先ほど申し上げましたように、いろいろな事情を勘案いたしまして、いまは非常に大事なときにきておる、内外の情勢も非常に緊迫しておりますので、私ども何とかしてひとつ全力を尽くしてこゝを切り抜けなければならぬ、特にしわ寄せを受ける中小企業者の環境に御協力しなければならぬ、こう存じておりますので、できるだけいたしますが、資金の性格が弱くては十分なこともできないというところにもなりますので、ひとつ来年度は政府のほうの協助力によりまして、資金的にいい資金を、充実した形でいただければ非常に幸ひだ、こう存じております。

○塚本委員 社長さん、そんなに遠慮なさらぬでいいと思うのです、おたくはそれ自身でもって会社の事業をなさるわけじゃないのですから。おたくのほうからさらにそれを再投資して、しかもそれには指導育成等のいわゆる使命を背負つて、そして開放経済体制に向かうところの中小企業者をさらに出世させていくという、いわゆる特殊任務を背負つておられる会社だと思つてござい

ます。そのときに、自分のところで使つて自分のところの会社がもうけるためならば、七分五厘というのはいやというところも使われるでしょう。社長さんは、率直に新聞で述べておられるように、これは高いんだということを言い切つておられます。国会で通産省や大蔵省がおいでになるからといって、わざわざそういう御遠慮をなさつた

わけではございませんでしようけれども、しかし、いわゆる中小企業育成の旗頭として、おたくは堂々と自信のある、そして責任のある発言をなさっておいでになるわけです。そのときに、安い金とおっしゃっても、新聞等の計算を調べてみま

す、この配当の利回りは一割をどうしても割るのだというときに、四・三割のそういう必要経費がかかれば一・八割でございませうか、実はこれだけのコストになってしまふ。だから結局のところ、そういったしますと財投の金は使えないのだというふうな形になってくる。なぜならば、民間出資が実は九〇〇近く導入されてきておる、民間出資でまかなってあります会社が赤字だということとは、結論としては社長の責任でございませう。そうであるとするならば、どうしても赤字を出さないようにということが社長の責任だとするならば、いわゆる金利のつく金は使えない、避けて通らなければいけない、こういう結論がおのずから出てくると思うわけでございます。この点、長官どうでございませうか。

○乙竹政府委員 この会社の性格から申しまして、確かに、長期の金であるのみならず、コストの安い金である必要は十分あるわけでありました。したがって、出資——もつともこれは出資と申しまして、出資にもほんとうは配当をすべきものでございまして、出資の金だからこれは安いということにはいかぬわけでございます。しかし出資の場合におきましては、ある程度会社が安定操業と申しましようか、軌道に乗ってまいった暁においては配当ができる、それに期待をするというところで、株主が大局的な見地から出資をしてもらうというのには期待できるわけでありませう。そういう意味からいまして、この会社のも金と金とや

り出資が主になるのが望ましいかっこうであることは、先生御指摘のとおりであります。したがって、そういう見地からいいますと、政府の片棒をかつぎますその政府も極力出資が多いほうがいいし、またこの会社が中小企業界の体質を改善するという意味におきまして、そういう大局

的見地から地方公共団体なり基幹産業、金融機関なんかが大規模に出資してくれということも非常に望ましいことだと思ひます。

それから次に、出資が原則であるべきものであります。それが、やむを得ざるつなぎの金としての融資、これがいま公庫から七分五厘の金が出ておりますけれども、実は長官の立場だけで申しますると、これは六分五厘程度にさらに下げてもらうことが望ましい。しかし、公庫の金と申しまして、もともと預金部の金ということになってくるわけでございますので、一応いまは一般金利よりも低い七分五厘ということになっておりますが、七分五厘というのは、この会社の性質上から見て、決してそう安い金だとは考えておりません。

○塚本委員 そういたしますと、いま長官もはからず六分五厘という数字を出されたわけですが、たしかこれは江沢さんのほうでもそんな発言が新聞紙上で出ておったかと思ひます。これをいまの一分下げるといふ可能性について、見通しについて、長官どうでございませうか。

○乙竹政府委員 私たちといたしましては将来そういう努力はいたしたい。ただこれは、大蔵省といひますか財政当局と話が合かなければできぬ話でございますので、いまのところ見通しまでは申し上げかねる問題だと思ひます。

○塚本委員 再度お尋ねいたしますが、この法律がつくられたとき、前回の委員会でもそんな意見交換がなされておったと記憶しておりますが、これは株式市場に上場するということが条件になっておったと記憶いたしております。その場合、この育成会社が投資をしてから大体何年後くらいに上場できるという予定をお立てになってこの法律をお出しになったか、その当初の見通しはどうでございませうか。

○乙竹政府委員 この会社の業務運営につきましては、中小企業庁としては、業務規程を認可するということが指導しておるわけでありませうが、この業務規程によりますると、この会社が投資を

する相手先の中小企業が相当の期間後におきましては株式を公開するという意思を持つておることというところが一つ投資条件になっております。この相当の期間というのは、この制度の設立当時におきましては五年程度が相当の期間、こういうふうにおきましてもは考えて認可をいたしてあります。

○塚本委員 たしか今年で四年でございませうか、五年になりますと大体予定どおりに上場できるような会社が何社ぐらいになる見通しでございませうか。

○乙竹政府委員 これは実は、先日の御審議におきまして、堀委員が詳細に議論された問題に関連するわけでございますので、簡単に答えさせていただきます。三証券取引所の上場の最低限度は一億と

いうことでございまして、それを踏まえて制度ができておったわけでございます。ところが、その後上場基準が変わりましたために、現在のところ、この中小企業投資育成会社の投資先におきまして、すでに資本金一億をこえておるものは四十四社になっておりますけれども、証券取引所のほうの事実上の上場基準が三億ないし二億五千万円に上がりましたために、まだ数年間これを育成しないという上場というかっこうでの公開はむずかしいということでございます。

○塚本委員 大蔵省にお尋ねしますが、いま長官が御説明になったとおりでありますが、このことによつて、この育成会社としてのいわゆる機能というものが半分はやはりストップされておるような受け取り方を私どもはいたしますが、これは四十一年の秋でございませうか、暫定措置としてなさったわけでございますか、暫定措置としてな理由をもう一度ここで御説明いただきたいと思ひます。

○乙竹政府委員 上場基準を、四十年十月二十六日の証券取引所の理事会におきまして、当分の間新規上場会社を資本金三億円以上に限るといふふうに改めたわけでございますが、これは三十九年の九月ごろから、その当時の経済情勢が非常に不

況になりました、株式の増資をストップいたしました。それが四十年の九月ごろまで続きまして、同じ期間、四十年の九月ごろまで上場がストップでございましたが、その後上場を再開いたしましたときに、歩調を合わせまして三億に上げたのでございませうが、そのときに、一億以上の会社で、二部上場になっておる会社の中でのかなり倒産等が出まして、そういう投資者等の保護の観点から、このような経理的基礎の薄弱な会社の上場は好ましくないというところで、そういうふうになったわけでございます。そういういきさつでございませう。

○塚本委員 いまもなおそのような状況が引き続いておると判断なさつてみえるわけですか。

○乙竹政府委員 大体変わりないと思ひております。

○塚本委員 それではもう一度江沢さんにお尋ねしますけれども、江沢さんは東京でございませうけれども、東京、大阪、名古屋等におきまして、あの当時の状態と比べてみて今日は変わりのないといういま大蔵省のほうからの御答弁でございませうけれども、会社の立場から見てもやはりあの当時と同じような状態にあると判断なさつてみえますか。

○江沢参考人 これは証券局長の御判断のとおりかと思ひますけれども、非常に内外の情勢が変わつてまいつておりますので、御承知のように倒産は毎月新記録というふうな、非常にふえております。この原因がどこにあるかという点はなかなかむずかしい問題でございませうけれども、やはり借金で自転車経営をしておったというところには大きな原因があるんじゃないかと思ひますので、私ももう少し資力を持つて、またスタッフもふやしまして御奉公したいというふうな意欲に燃えておるわけでございます。

○塚本委員 私の質問が要を得なかつたかと思ひますが、三億といういわゆる上場の基準というものは、もう一度もとに戻すべきではないか。もちろんその当時は一億でございませうか、その基準ですべて上場させようというわけではございませうけれども、しかし有望な会社に対しては公開させ

る相手先の中小企業が相当の期間後におきましては株式を公開するという意思を持つておることというところが一つ投資条件になっております。この相当の期間というのは、この制度の設立当時におきましては五年程度が相当の期間、こういうふうにおきましてもは考えて認可をいたしてあります。

○乙竹政府委員 これは実は、先日の御審議におきまして、堀委員が詳細に議論された問題に関連するわけでございますので、簡単に答えさせていただきます。三証券取引所の上場の最低限度は一億と

ることが、いわゆる株式の資金調達面からいきましても、きわめて好ましい状態になっておるようには判断しておりませんが、その点三億というところで縛られてまいりますと、さらに伸びるべき会社がストップさせられてしまう。こういうふうな形になり、かつ最も大きな投資育成会社としての機能そのものが開店休業のような形に追い詰められてきておるのではないか、こういうふうな判断しますが、どうでしょうか。

○江沢参考人 私申し上げましたのは、局長の言われましたように、前と実情はそう変わっていないのじゃないか。やはり前から、一億円ぐらいの会社では基礎が薄弱なために上場されたらすぐ倒れてしまうというふうなことで、第三者に迷惑をかけるということが非常に多かったと思います。現在三億に上げられたのもその弊害を防ごうという御趣旨かと思いますが、私どもの立場から言いますと、一億円ではどうも事業の基礎としては非常に弱いのではないかと、ですから、むしろ私どもといたしましては、まあいろいろ御反対もあるかと思いますが、前にも一億円の立場に五千万円というふうになっておりましたが、現在では三億円になったのでございまして、橋渡しという意味では一億五千万円あるいは一億円なり、その程度まで対象の規模を広げていただきますと、橋渡しには非常に都合のいいかっこうになると思えます。それでありませんと、十年以上育成をしていかなければならぬというふうなことになると思います。そうすると非常に資金効果が鈍るわけであり、それが投資対象規模をなしていただきますと、前に予定したように、五年以内にはほぼ一人前の事業として育て、送り出すことができ、こういうふうな思いです。この辺については、いろいろな面に関連をいたしますので、私ども、非常にむずかしいかと思えますけれども、そういうふうな現状に適した方向じゃないか、こんなふうに私は考えるのであります。

○塚本委員 はしくいまま社長さんのほうからそんなような御発言がありましたけれども、私はその方法も一つの方法であらうと思いますが、この点は、長官、どうでございますか。

○乙竹政府委員 この会社のねらいが——中小業者が資本を動員いたしますのは、自分の金か自分の身近の人の金か動員力がない、しかも事業を進展させていくためには、どうしても自己資本を相当大きくせねばいかぬということ、つまり社会の金を資本として動員するのという手があるかという知恵の一つがこの育成会社方式だと思われたい。これは証券取引所に上場されなくてもいい、理屈上はそういうことになると思われたい。社会の金が一番スムーズに一番面白い動員で、会社に資本金としてはいれませんが、証券制度である、これは私にしろとてであり、証券制度のほうがちよっと高くなつてしまつたという現状でございますので、この辺大蔵省にいろいろお願いをいたしまして、私たち大蔵省にいろいろお願いをいたしまして、極力証券取引所以外で何か社会の金が資本金として動員できる手がないかというのを私も大蔵省にお願いをし、知恵をばりたいたいと思つております。さらに、そういう一般の金ではなくて、さしたる小さな資本金であつて、同族だけでやつておつたときにはだめであつたけれども、育成会社で育成をしたから、それならばあの会社の株なら引き取つてやろうというところ、これがばつばつ実に出ておるわけでございます。これが二つ三つの先があるわけでございます。一つは金融機関、取引銀行でございます。取引銀行が、じゃひとつ株を持ってやろうという、こういうのが一つ。それから第二は、原材料なり製品なりのお得意先と申しますか、関連事業者、これが第二。それから第三は、会社が育成会社で育成されておりますうちに、その会社の株主

のほうの資力もできまして、もう一べんひとつ引き取つてもいい、増資に際してもいいというふうなところもございまして。こういうふうなところへ売り戻すと申しますか、こういうふうな一、二、三の方向は、これは非常に大規模にはできぬかもしれないけれども、私たち、努力いたしたければ相当程度いけるのではないかと、こういうふうなことで検討をいたしております。

○塚本委員 金融機関自体に引き取つてもらうというのは、資金さえあれば何でもいけるというふうな——私はやはり大衆の資金を動員すべきで、大衆はまだ相当金を持つておると思うのです。そうして安全にして有利な投資方法があまり見つからないから、実は金融機関へ安易に利息で預けておくという、こういう形になりますので、やはりそういう優良の会社を上場させるということが大義名分でもあり、資本主義の経済体制のもとにおいては、私はこれが一番オーソドックスではないかと思つておる。このとき、不況の中で大蔵省はそういう御見解を出されたわけですが、私のおります名古屋におきましては、そのものずばり二億でございます。名古屋だけはこの際一億くらゐでも、あの当時と違つてきたのだから、特に東京、大阪というふうなでかい企業がたぐさんとあるところでは一億であらうが三億であらうがそんなに違いはないかもしれない、しかし、最も成長産業として小さいものがつづをそろえて、自動車、鉄鋼を中心いたします中京産業界におきましては、やはり公開するならば株の引き取り手は大衆がうんと期待しておる、そのときに二億と言つて一挙に倍にされてしまつておる、このことは安易に大衆資金というものを導入する道が閉ざされてしまつておる。こういうふうな声が証券市場には非常にあつておる。こういうふうなとき、いまでもすでに東京、大阪に比べて、名古屋は一億低く御配慮なさつておいでになる。そのうであるとするならば、今日そういう声におこたへになつて、早く、いわゆるいま出世させて上へ行くというところはなかなか困難なようだとするな

らば、その基準をもとに、地域によって、名古屋あたりはもう一べん戻す、一億という形で上場を認める、こういう地元の要望等があつたら御検討いただくような考えはないかどうか、もう一べんお答えいただきたいと思つておる。

○広瀬政府委員 東京、大阪が三億でございまして、名古屋が二億というふうになつておることは御承知のとおりでございます。そのほかにも資本金だけじゃなく、株の分布、その他いろいろ基準もございまして、重点は資本金のところかと思つておる。名古屋の地元でさらに下げたほうがいいという御要望のあることは、いま初めて伺つたわけでございますが、これはなかなか慎重を要する問題だと思つておる。先ほど申し上げましたように、いきさつが、上場会社で倒産等もあつて、投資家大衆に御迷惑を及ぼしたということがあつたために、このような厳重な基準をとつておるわけでありまして。また今後、むしろ逆に投資家大衆の保護という観点からは、基準を上げろというふうな声も十分あるわけでありまして、その辺の育成の要請とのからみ合いをどうするかという問題だと思つておる。十分慎重に検討いたしたいと思つておる。なかなか困難な問題じゃないかというのが率直なお答えであります。

○塚本委員 それではもう一度社長さんにお尋ねしますが、この会社が黒字になる見通しは大体いつごろでありますか。

○江沢参考人 いろいろな計画を私も立てておりますが、何とかサービスをも十分にしなければいけません。会社自体としてもしっかりした基礎をつくるというところに重点を置いてやつていきたい、こう思つております。私どものほうは創立以来ずっと黒字であります。それから、それに関連したしまして、先ほどのなるべく早く上場して回転をよくするというのが大事で、大きな要素になります。現在の取引所は、基準三億であります。これに比べますと、先ほど申し上げましたように、私ども対象企業の規模を少し広げるというところは、それによって下のはうにサービス

しないというわけじゃありません。いまでも千万円以下の企業も取り上げて育成をしておるといふような実情でございますが、幅を広くやる、そうすると、回転が非常に大きくなりまして、収支的にも金融的にも非常に大きなプラスになります。私もこれを一億円なり一億五千万円なりに上げておきましたのは、金融三法の改正によりまして、相互銀行のほうの対象になりますのが二億円、信用金庫の対象になりますのが一億円というふうに変わるように聞いておるのであります。が、経済規模がくまで拡大しておるのでありますから、その辺のところは環境に応じて御考慮いただければ、私どものほうの仕事も非常に活発に大きく伸びるようなことになるのではないかと、こんなふうに考えております。

○塚本委員 再度、長官にお尋ねしますが、先ほど私がお聞きしました一億円なり一億五千万の資本金に対しても投資対象にしてくれたら、こういうことのお話が先ほど社長からありました。このことについては長官まだ御返事いただいてないと思いますが、その見解を承りたいと思います。

○乙竹政府委員 現在の法律の立法趣旨によりまして、中小企業者を育成いたしまして、そうして中堅企業に卒業させていくというのが趣旨になっております。したがって、最初この育成会社の手がけましたときに、中小企業である必要はある、しかし一ぺん手がけましたらこれを卒業まで持つていきたいということで、再投資、再々投資におきましては五千万以上の規模になっておいてももちろんかまわないということになっております。立法論としてこの点をどう考えるかということとを先生御指摘かと思うのでありますが、現在のところ、中小企業政策というか、これはやはり中小企業者というものを一応資本金五千万ということと切っていますので、範囲をどうするかということとは非常に大きな問題だと思えます。

○塚本委員 わかりました。そういたしますと、何か二律背反的な感じがするわけでございます。

この投資育成会社というものは、言ってみますならば、投資だけの会社で、ほんとうは育成会社としてどんどん育てては上場させて、またその金を次のつぎ込んで、そうしてさらにこれをみんなある程度まで、一人前とか言いますと変ですけれども、おそらく立法の趣旨というものはそんなところであって、そうして健全な会社を出世させることに努力をなさろうとせられたんだらうと思いうわけでありまして、そのときに大蔵省のほうだけ上場の限界を三億と上げてしまった。片一方においては中小企業は五千万円だ。あの当時は一億だから、半分の五千万の資本金を中小企業は持つておれば、それで何割かここに育成会社が投資することによって、いわゆる対外的な信用もあるでしょうし、資金の安定的な供給もあるでしょうし、銀行金利で借りてやるよりも、資本金を拡大し安定させることが、いわゆる景気変動に対処し得る道なんだ、こういう大義名分ではいい方策だと思っておったのですが、これは金融機関の肩がわり的な役にしか立たないような——そしてたいへん恐縮な表現でございますけれども、さらにこのように景気が悪くなつてまいりますと、市中金融機関のいわゆる設備資金や運転資金等が窮屈なもので、逆にこの育成会社の中へかけ込みをやつてくるというふうなことで新聞の記事の中には散見されるわけでございますね。そうなる、何のことはない、実は金融機関の上にもう一つ余分のいわゆる金融会社のようなものをつくつたにすぎないということで、しかもそういうかけ込みがふえてまいりますと、資金量が足りないから勢い財投の七分五厘という金利のものをどうしても多くしなければいけない。おそらく中小企業庁もこのことに對しては二十五億要望なさつて十七億というものが今年度認められておるといふようなことも、結局そういうほうに回つていってしまう。そうすると、いま社長は黒字だとおっしゃるけれども、それは細々と、投資育成会社としての機能を發揮してないうちはこれは健全でございます。そんな表現は極論かもしれませぬけれども、

投資育成会社としての機能を發揮しようとしたしますと、直ちにこれが赤字に転化してしまふ。そして実際には割以上の配当ということは今日の中小企業に期待することは無理があるとしなければなりません。そうすると、勢いこの育成会社の第二の使命でありました指導育成の金を削つて、いわゆる金融機関的な仕事にのみ没頭するかといふような形にいかなければ、八割から九割を出資しておいてになる一般の民間の出資者に対して申しわけがない。これは社長として当然の立場であらうと思ふわけですが、何のことはない、この投資育成会社というのとは最初おつくりになったときはその意気込みでありましたけれども、大蔵省の大所高所からのいわゆる一般投資家保護という大義名分のもとに、これは言ってみるならば、何か一人前になり得ないような未熟な会社になつてしまつてきておるような気がいたすわけでございます。ですから、この点を何とか解決しなかつたならば、これの本来の立法の趣旨に沿わないのではなからうか。これを救う道というのは、出資金額を多くいたしまして、いわゆる資金コストのかからないようなものでこれを救つていく以外にはない。せっかく法律としてこれが今日までできて——会社の熱意ある指導によつてやつとここまでできたという感じをもつて私たちは判断しておりますが、そのときにこういう小児麻痺的な会社にされてしまったのでは残念だと私は思ふわけでございます。何らかこれに對する処置というのを、財投に期待するということよりも、それならば財投の金利を下げるか、それができなければこの政府の一般會計からの出資三億というのをもっと多くしていただくような形にするか、さもなくば最初の手定めであり、あれは一時的なことであるからといふことで上場の資本金の基準を下げていただくか、この三者のうちの一つをとつていただかぬと困りはしませんか。どうでしょうか、長官。

○乙竹政府委員 塚本先生御指摘のとおりでございます。もうお話しのとおりで、一応一億程度が

最低の上場の基準という場合に、五年度程度持つておればということでこの育成会社は発足したわけでございますけれども、これをさらに三億ないし二億にまで育て上げるということになりまして、どうしても数年持たなければいかぬということになりますと、そこに滞留する資金量は相当ふえてくる。これは先日堀先生から御指摘があつたとおりでございます。そういう大きな数字になつておりますので、思い切つてそちらのほうの努力をしなければいかぬと思ひます。というのは、だんだん中堅企業の要資本額といふものはふえてまいるのでございまして、一人前に育てますために金がかかるのはしかたがないということで、政府もまた民間もその努力をするということをしなればいけない、これは当然だと思ひます。しかしそれだけではなかなか——今度は学校にたとへますれば、入学希望者が多いわけでございますから、こちらに對する回転も考えなければいけません。要は、極力卒業もさせたいということになりますと、卒業のしかたが現在のよう証券取引上場の最低三億ないし二億という線では相当無理があるというのは先ほどちょっと抽象的に申し上げましたのですが、この辺のところは大蔵省ともよく相談をして、中小企業が中堅企業にだんだんつかまつていく場合の社会資本の動員のしかたについて研究しなければならぬという点、おっしゃるとおりだろふと思ひます。

○塚本委員 私は、その三つのうちどれか一つでもやつていただきますれば、この会社としての本来の道を生き抜く方法、そしてこれはまづらことばではございませぬけれども、資本取引の自由化に對処する中小企業の、まじめにやつてきた者はやがて成長していくのだという道を政府が開いてやる大きな一つの方法だと思ふわけです。

時間もございませぬから、最後に、大蔵省、お聞きのとおりだと思ひます。大蔵省自身もこの点はお考えになつておられると思うのであります。

が、上場の基準を下げる事ができないといったし
ますならば、この際は私はこれに賛成していき
たいと思ひますが、来年度あたりには資金コストを
一厘引き下げるか、あるいは出資金をさらにふや
すか、どちらかの方法をとっていかなければ、こ
の法律の精神にもとるといふ感じがいたすわけ
でございますので、御答弁いただきたいと思ひ
ます。

○広瀬政府委員 私、証券局長でございます、
上場基準の關係に対します責任の衝にある局長
であります、その点につきましては先ほど御説
明申し上げたようなことで、基準を下げるとい
うことは現在の情勢ではなかなか困難じゃないか
と思っております。そこであとの方法につきまし
て、資本金、政府出資をもつとふやすという方
法、あるいは資金量をふやすという方法、ある
いは中小公庫からの借入れ金の問題、これは理
財局の所管でございますので、私から担当のほう
によく伝えることにさせていただきますと思ひ
ます。

○塚本委員 最後に長官、大蔵省から所管違
いということで見解をいただけなかったわけでご
ざいます、このことはおそらく長官のほうでも心
配なすって強く働きかけておいでになるでござ
いましょうから、長官のほうからも、こういう強
い要望があったということで、来年度あたりど
ちらの方法で——せつかくつくっていただい
て各地において多く期待されておる。それがこ
んな状態で行くなら、銀行から金が借りられ
ぬからここから借りよう、幸い財投の金がある
んだというように、なことでやられたならば、
せつかく堅実に伸ばして、いこうとする投資
育成のその本旨にもとつてしまつて、單なる
金融の場つなぎ的なものになつてしまつて、
そういうことになる、途中でめんどろを見
ていくのにもやっかいなことになつてしまつ
て、会社としての本来の発展からいって、し
がらみ的な形になる危険をいまはらんでい
るのではないかと、私はいはします。その点
大蔵省とどうぞ十分折衝していただくよう
に希望を申し上げます。

げまして、私の質問を終わらせていただきます。
○小峯委員長 次回は、明二十七日水曜
日午前十時理事會、午前十時三十分委員
會を開會することとし、本日はこれにて
散會いたします。
午後一時三十分散會

商工委員會議錄第七号中正誤

ペシ段行

誤

正

五 四 四 何か申しまして 何と申しまして

二 四 四 なかなかのとお おり

二 三 三 起訴前と処理 起訴前に処理

昭和四十三年三月三十日印刷

昭和四十三年四月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局